建築基準法第43条第2項 の規定による許可・認定 ご案内

令和2年7月 横浜市建築局

目次

| はじめ | かに・・ こついて | | | • | | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | • | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • 1 |
|-----|---------------------------------------|------|------|-----|------|--------|-----|-----|----------|----|----------|----|----|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|------|
| 用語に | こついて | | • • | • | • • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • 2 |
| 第1章 | 重 法律 | 改正と | 許可 | 基達 | 隼改 | 正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 法律改 | 正(平 | 成 11 | 年 | 5 J | 月 1 | 日 | 施 | 行) | Ó | り相 | 焸夛 | 更 | • | • | • | • | | | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • 3 |
| 2 | 許可基 | 準改正 | (平 | 成 | 27 4 | ∓ 4 | 月 | 1 | 日方 | 包彳 | 亍) | 0 | り相 | 焸多 | Ę | • | • | • | | • | • | • | | • | | | • | • | • | • | • | • 5 |
| 3 | 法律改 | 正(平 | 成 30 |) 年 | 9) | 月 2 | 5 F | 3 旅 | 行 | .) | の | 概 | 要 | • | | • | • | | | | | | | | | • | | • | • | • | • | • 6 |
| 第2章 | 至 許可 | 基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 包括同: | 意基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | . 8 |
| (1 |)包括 | 同意基 | 準と | は | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | . 8 |
| (2 | 2)建築 | 審査会 | 包括 | 同意 | 意基 | 準 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | | | | • 9 |
| (3 | 3)建築 | 審査会 | 包括 | 同意 | 意基 | 準 | 2 | | • | | | | • | | • | | | | | | | | | | • | | | | | | | • 10 |
| (4 | l)建築 | 審査会 | 包括 | 同意 | 基意 | 準 | 3 - | - 2 | <u>.</u> | • | • | | • | | • | • | • | | • | | | | | | • | | • | • | • | • | • | • 12 |
| (5 | 5)建築 | 審査会 | 包括 | 同意 | 基意 | 準 | 3 - | – з | 以 | 降 | ග | 許 | 可 | 基 | 準 | に | 共 | 通 | す | る: | 商) | Ħ¢ | りき | ŧ ā | 方 | • | • | • | • | • | • | • 13 |
| | 。 建築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7 | ')建築 | 審査会 | 包括 | 同意 | 基意 | 準 | 3 - | – 3 | の | 2 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • 22 |
| 2 | 個別提 | 室其進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - 25 |
| |) 個別 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2) 建築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | l)建築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| • | , ,,, | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3章 | 記定: | 基準• | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - 34 |
| (1 |)認定 | 基準 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • 35 |
| (2 | 2) 認定 | 基準 2 | | • | | • | • | | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • 37 |
| 第4章 | 重 許可 | ・認定 | 申請 | の= | 手続 | į | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 許可· | 認定手 | 続の | 流オ | hに | つ | ١١- | ٠ - | | | | | • | | | | | | | • | | - | | | | | | | | | | - 40 |
| 2 | 申請書 | 類につ | いて | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - 43 |
| (1 | 」)事前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3) 認定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | l)変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 空地に | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 空地に) 誓約 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2)誓約· 3)空地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (• |) / 王地 | ᇄᄉᄓ | 敖垇 | 寸し | ノル | . ጥሀ [| _ | ノし | ٠ ر | • | - | • | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | • | • | • | - | • | • | • | - | - | - 45 |

| | | | する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|-----|---|---|----|----|----|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| | | | 書の | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (| 2) | 管理 | 者に | つ | い | T | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • 5 | 0 |
| | | | 書の | | - | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (| 4) | 道の | 入口 | 敷 | 地 | 等(| の約 | 爰和 | 1 | | οl | ,۱ | T | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • 5 | 0 |
| | | | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ | |
| | 誓約 | | (様: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 承諾 | | (様: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 報告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事前 | 相談 | 漂・ | | | | | | | | | | • | | | • | | • | | | • | • | | | | | | | | | | | | • | • | • 6 | 2 |
| | 許可 | 申請 | 書・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • 6 | 3 |
| | 認定 | 申請 | 書・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • 6 | 9 |
| | | | 承認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 届• | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取下 | 届• | | • | • | | • | | | • | | | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | | • | | | | • | • | • | | • | - 7 | 8 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

はじめに

建築基準法では、建築物の敷地は建築基準法第 42 条に規定する道路に 2 m以上接しなければならないことが規定されています (建築基準法第 43 条第 1 項)。しかし、実際にはさまざまな理由で、この規定にあてはまらない敷地が存在します。

このような敷地については、一定条件のもと、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと して許可又は認定された場合に限り、建築することが可能になります。これが建築基準法第43条第 2項の規定による許可・認定です。

なお、許可に際しては「建築審査会の同意」が必要になります。

許可・認定の条件は、道や周囲の状況、建築計画に応じて異なり ます。建築計画の際には、必ず事前相談をお願いします。

【注意!】

本許可・認定基準は法第43条第1項の規定を満たさない建築物(以下「未接道建築物」という。)に対する基準です。既に法第42条に規定する道路(以下「法の道路」という。)に2m以上接している敷地、及び敷地設定の変更や法の道路の築造などが可能で、これにより法の道路に2m以上の接道が可能となる敷地は、本許可・認定の対象とはなりません。

用語について

このご案内で用いる用語の意義は、次のとおりとします。

1 法・・・・・・・・・建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)

| • | 在大型中的《阳阳节》中的中部(1977) |
|----|---|
| 2 | 令・・・・・・・・・建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) |
| 3 | 省令・・・・・・・・建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) |
| 4 | 条例・・・・・・・・横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号) |
| 5 | 許可基準・・・・・・・ 法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可の基準 |
| | (包括同意基準(6)と個別提案基準(7)の両方を含む総称) |
| 6 | 建築審査会包括同意基準・・許可の手続の迅速化、簡素化を図るため、あらかじめ包括的に |
| | (包括同意基準) 建築審査会 ⁽²²⁾ の同意を得ている一般的な許可基準【P.8参照】 |
| 7 | 建築審査会個別提案基準・・許可にあたり建築審査会(22)の同意を得るため、個別に同審査会 |
| | (個別提案基準) に提案する際の最低限の要件を定めた許可基準【P. 25参照】 |
| 8 | 基準時・・・・・・・・平成11年5月1日(法改正により、法第43条第2項の規定に |
| | よる許可制度が施行された日) |
| 9 | 認定基準・・・・・・・ 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の基準 |
| 10 | 法の道路 (法に規定する道路)・・法第42条に規定する道路 |
| 11 | 路線型の道・・・・・・ー般通行の用に供する道(「専用型の通路」以外)【P. 18参照】 |
| 12 | 専用型の通路・・・・・・未接道建築物 ⁽¹⁹⁾ の敷地が終端に一のみ存する通路【P. 23参照】 |
| 13 | 基準時の道(又は通路)・・・基準時 ⁽⁸⁾ に存在する路線型の道 ⁽¹¹⁾ (又は専用型の通路 ⁽¹²⁾) |
| 14 | 後退部分・・・・・・・・敷地が基準時の道(13)から後退したときの、基準時の道と敷地 |
| | 境界線との間の道路状に整備された空地部分【P. 13参照】 |
| 15 | 終端整備敷・・・・・・ 基準時の道(又は通路) (13) の終端に道路状に整備された空地 |
| | 部分【P. 13 参照 】 |
| 16 | 空地・・・・・・・・基準時の道(又は通路) (13)、後退部分(14)及び終端整備敷(15)の |
| | 全ての総称【P.14 参照 】 |
| 17 | 敷地内空地・・・・・・ 建築物の主要な出入口に接して確保する有効幅員 2 m以上奥 |
| | 行 2 m以上の敷地内の空地【P. 14参照】 |
| 18 | 接道規定・・・・・・・ 法第43条第1項の規定 |
| 19 | 未接道建築物・・・・・接道規定 ⁽¹⁸⁾ を満たさない建築物 |
| 20 | 敷地面積の最低限度・・・・法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度 |
| | 【P. 14参照】 |
| 21 | 路地状部分を有する敷地・・空地 ⁽¹⁶⁾ (又は法の道路 ⁽¹⁰⁾)に接する長さ [※] が4m未満の敷地 |
| | 【P.14参照】※「接する長さ」は条例第4条の2と同様の考え方 |
| 22 | 建築審査会・・・・・・・ 法第78条第1項の規定に基づき設置された審査会【P. 8参照】 |
| 23 | 道路判定委員会・・・・・ 法第43条第2項の規定による許可・認定のほか、法の道路(10) |
| | 等に関する必要な事項について審議する委員会【P.15 参照 】 |
| 24 | 関係権利者・・・・・・空地・道及び敷地の土地所有者、家屋所有者等【P. 47·50参照】 |
| 25 | 位置指定道路の基準・・・・令第144条の4第1項各号に掲げる基準【P.39参照】 |
| | |

第1章 法律改正と許可基準改正

1 法律改正 (平成11年5月1日施行) の概要 一許可制度の施行ー

本許可制度は平成11年5月1日に施行されました。建築基準法第43条の接道規定の適用除外について、これより前は建築主事が運用していましたが、平成10年6月12日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律」(表1:法新旧対照表)が平成11年5月1日に施行され、これ以降、特定行政庁による許可が必要となりました。この法改正では、あわせて指定確認検査機関の制度が創設され、民間の機関でも建築確認や検査を行うことができるようになりましたが、「道路の判断」と密接に関連する「接道規定の適用除外」については、判断の公平性・客観性を担保するために、特定行政庁の許可を要するものとして制度改正されたものです。

| 表1:法新旧対照表【法第43条】 | |
|--|---|
| 旧 | 新 (平成11年5月1日施行(最終改正 平成30年9月25日)) |
| 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。 <u>次条</u> 第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。 <u>ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。</u> ー・二 略 | 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。<u>第44条</u>第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。 一・二 略 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。 一 略 |
| 2 略 | 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの3 略 |

本許可制度を適用するにあたっては、次の3つの条件を満たす必要があります。

- ①**国土交通省(建設省)令**(表2:省令抜粋)で定める基準に適合する建築物であること
- ②特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める 建築物であること
- ③特定行政庁が許可することについて**建築審査会の同意**を得た建築物であること

表2:省令抜粋

第10条の3 (平成11年4月26日公布 同年5月1日施行(最終改正 平成30年9月25日))

- 4 法第43条第2項第2号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
 - 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員 $4 \,\mathrm{m}$ 以上のものに限る。)に $2 \,\mathrm{m}$ 以上接する建築物であること。
 - 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の 目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接す る建築物であること。

表3:省令第10条の3第4項各号に該当する事例のイメージ

第1号 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

(建築審査会包括同意基準1適用のイメージ)



→公園などの公共的空地

第2号 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接する建築物であること。

(建築審査会包括同意基準2適用のイメージ)



- →臨港道路、水道道、教育委員会道路、河川管理用通路等
- →道路位置指定申請受理済(形態整備済に限る。)
- →道路変更申請書受理済
- →臨港地区内の道(許可対象は、基準時に建築物の敷地として使用 されているものに限る。関係権利者の誓約が必要。)

第3号 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全 等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有 効に接する建築物であること。

(建築審査会包括同意基準3-2適用のイメージ)



→都市計画法による制限解除、土地区画整理法の事業中のもの その他これらに類するもの

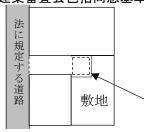
(建築審査会包括同意基準3-3、建築審査会個別提案基準3-4、3-5等適用のイメージ)



→原則4m以上の空地整備が条件となる (関係権利者の誓約が必要)

原則中心2m以上後退整備・用途規制・規模規制など

(建築審査会包括同意基準3-3の2、建築審査会個別提案基準3-4の2適用のイメージ)



→いわゆる「専用通路」と呼ばれているもので 法に規定する道路に2m以上接していないもの (関係権利者の誓約が必要)

道の終端に整備敷・用途規制・規模規制など

2 許可基準改正 (平成 27 年 4 月 1 日施行) の概要

(1) 許可基準改正の趣旨

横浜市では、東日本大震災による市民の防災意識の高まりを受け、一層の防災・減災に向けた 取組みを強化するため、老朽建築物の建替による不燃化の促進、災害時の避難や消火・救助活動 に有効な空地の確保等を目的に、「特定行政庁として交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が ないと認められる条件」(許可基準)を見直しました。あわせて、平成11年の制度施行から15 年間の許可実績等を踏まえ、基準を再編し、手続の一部簡素化を行いました。

(2) 許可基準改正の概要

ア 建築審査会包括同意基準の対象を拡大

これまで、建築審査会包括同意基準(以下「包括同意基準」という。)に一部だけが適合しない案件は、新たな要件を付加することにより、個別に建築審査会の同意を得て許可の実績を積み重ねてきました。そこで、今回これまでの許可実績等を踏まえ、包括同意基準の対象を拡大することによって、許可手続の一部(建築審査会への付議手続)を簡素化しました。

イ 既存建築物を建て替える場合と敷地分割や新規土地利用を行う場合の要件の整理

既存建築物の建て替えは、不燃化の促進や空地の確保に寄与するため、要件を緩和しました。一方、敷地分割や新規土地利用は、既存建築物の建て替えとは異なり、建築物が増加するとともに道の利用者も増加するため、一定の要件を追加(強化)しました。

ウ 道の幅員等に応じて建築可能な建築物の用途を整理

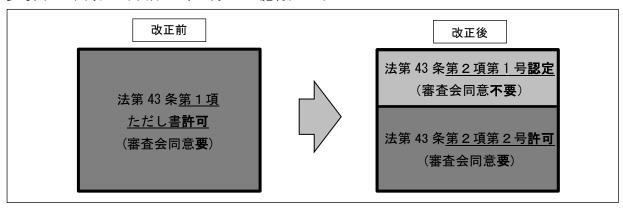
一戸建ての住宅から他の用途(共同住宅など)への土地利用転換は、道の利用者が増加する要因となるため、道の幅員等に応じて建築可能な建築物の用途を整理しました。

3 法律改正 (平成30年9月25日施行) の概要 一認定制度の施行ー

平成30年6月27日に交付された「建築基準法の一部を改正する法律」(表4:法新旧対照表)が、平成30年9月25日に施行され、接道規定の適用除外にあたって、これより前は特定行政庁の「許可」が必要であったものの一部が、建築審査会の同意を要しない「認定」に移行しました(参考図1参照)。

表 4: 法新旧対照表【法第43条】 新 ΙĦ (平成30年9月25日施行) 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げる 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるも ものを除く。第44条第1項を除き、以下同 のを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。 じ。)に2メートル以上接しなければならな)に2メートル以上接しなければならない。 い。ただし、その敷地の周囲に広い空地を 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当 有する建築物その他の国土交通省令で定め する建築物については適用しない。 る基準に適合する建築物で、特定行政庁が 一 その敷地が幅員4メートル以上の道(道 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が 路に該当するものを除き、避難及び通行の ないと認めて建築審査会の同意を得て許可 安全上必要な国土交通省令で定める基準に したものについては、この限りでない。 適合するものに限る。) に2メートル以上 接する建築物のうち、利用者が少数である ものとしてその用途及び規模に関し国土交 通省令で定める基準に適合するもので、特 定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛 生上支障がないと認めるもの 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築 物その他の国土交通省令で定める基準に適 合する建築物で、特定行政庁が交通上、安 全上、防火上及び衛生上支障がないと認め て建築審査会の同意を得て許可したもの 2 略 3 略

参考図1 法改正(平成30年9月25日施行)のイメージ



本認定制度を適用するにあたっては、次の2つの条件を満たす必要があります。

- ①国土交通省令(表5:省令抜粋)で定める基準に適合する建築物であること
- ②特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物であること

表5:省令抜粋

第10条の3 (平成30年6月27日公布 同年9月25日施行)

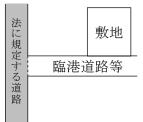
法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号に掲げるものとする

- 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
- 二 令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 今第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第 43 条第 2 項第 1 号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、 延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が 200 ㎡以内の一戸建ての住宅であることとする。
- 4 略

表6:省令第10条の3第1項各号に該当する道の事例のイメージ

第1号 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

(認定基準1適用のイメージ)



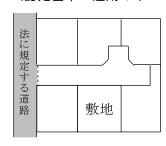
- →臨港道路、水道道、教育委員会道路、河川管理用通路等
- →道路位置指定申請受理済(形態整備済に限る。)
- →道路変更申請書受理済
- →臨港地区内の道(基準時に建築物の敷地として使用されているものに限る。関係権利者の誓約が必要)

※認定に係る建築物は延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅

第2号

令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

(認定基準2適用のイメージ)



- →位置指定道路の基準に適合する道 (関係権利者の承諾が必要)
- ※認定に係る建築物は延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅

第2章 許可基準

本許可基準は、特定行政庁である横浜市が建築基準法施行規則第10条の3第4項各号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物の基準を定めたものです。 このため、許可を受けるためには、本許可基準に適合していることが必要になります。 なお、空地、敷地及び周辺の状況等により条件が付加される場合があります。

許可基準には包括同意基準(以下参照)と個別提案基準(P. 25 参照)があります。

1 包括同意基準

(1)包括同意基準とは

本許可制度は、平成 11 年 5 月に施行されて以降、年間を通じて多くの許可申請がされています。それらに対応するため、一般的な基準については事前に建築審査会の同意を得ることにより、円滑な許可業務の執行を図っています。この基準を「建築審査会包括同意基準」といい、次の表7に掲げるものになります。

| 表7:包括 | 同意基準一覧 |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 広場等に接する敷地に建築する建築物 |
| P. 9 参照 | P.4 表3 第1号に該当 |
| 2 | 公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築する建築物 |
| P. 10参照 | P.4 表3 第2号に該当 |
| 3 – 2 | 都市計画法第37条の規定に基づく制限解除を受けた建築物、土地区画整理法 |
| | 第76条の規定に基づく許可を受けた建築物その他これらに類するもの |
| P. 12参照 | P.4 表3 第3号に該当 |
| 3 – 3 | 平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築す |
| | る建築物【空地幅員1.8m以上、中心後退2m以上】 |
| P. 16参照 | P.4 表3 第3号に該当 |
| 3 – 3 Ø 2 | 平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地 |
| | に建築する建築物【空地幅員1.5m以上、かつ、延長20m以下】 |
| P. 22参照 | P.4 表3 第3号に該当 |

建築審査会とは

建築審査会とは、法に規定する同意、審査請求に対する裁決についての議決等を行うため、法第78条第1項の規定に基づき設置された審査会です。

委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の分野から任命された7人で組織され、その任期は2年です。

(2) 建築審査会包括同意基準1【広場等に接する敷地に建築する建築物】

- 1 建築基準法施行規則第 10 条の3第4項第1号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防 火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
- (1) 都市計画の決定により位置が確定し、又は国、県、市その他これらに準ずる公的機関が管理している公園、広場、その他これらに類する空地(以下「広場等」という。)に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。
- (2) 敷地から広場等への出入り等について支障がない旨の広場等の管理者との協議等が終了している建築物であること。
- (3) 広場等を建築基準法(以下「法」という。)第42条に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例、法第52条並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。なお、法第52条の適用については、広場等が接する道路の幅員を前面道路の幅員とみなし適用すること。
- ※ 都市公園法に基づく公園においては、都市公園法第32条の規定により私権の行使が制限されていますので、住宅、事務所等都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当しない用途の建築物は、その敷地が公園内か公園外かを問わず、本許可基準の適用は困難です。ただし、平成11年5月1日において現に存在する建築物で法第43条第2項の適用を受けているものについては、環境創造局と協議することとします。

建築審査会包括同意基準1適用の考え方について

広場等に接する敷地に建築物を建築する際の包括同意基準です。

【解説】

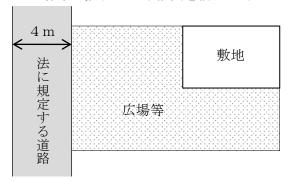
(1)について

・横浜市建築基準条例(以下「条例」という。)に基づく許可を受ける必要がある建築物について は、広場等に接する長さを当該許可の条件に適合する長さとする必要があります。(条例に基づ く許可手続が別途必要です。)

(3)について

・法第52条の適用については、当該広場等が接する道路幅員を前面道路として適用することを原則 とします。(下の参考図2を参照)

参考図2 広場等が接する道路幅員を前面道路として適用するイメージ



広場等が接する道路幅員が4mで、敷地が 第一種住居地域(指定容積率200%)の場合

当該敷地の建築可能な容積率は 4(m)×4/10=160%(≦200%) となります。

(3)建築審査会包括同意基準2

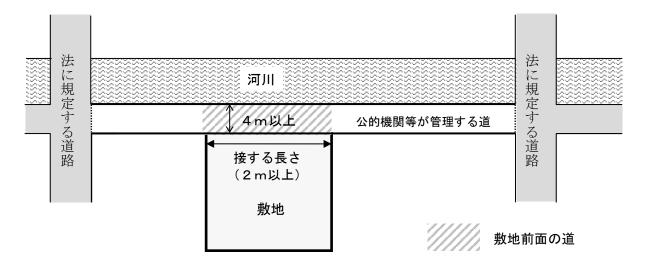
【公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築する建築物】

- 2 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 2 号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 次のアからエまでの一に該当する幅員4m以上の道に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。ただし、エにあっては、平成11年5月1日(以下「基準時」という。)において現に存する建築物の敷地に建築するものに限る。
 - ア 国、県、市その他これらに準ずる公的機関が管理する道で、当該道の使用等について支障がない旨の当該道の管理者との協議等が終了しているもの
 - イ 建築基準法施行令第 144 条の 4 及び横浜市建築基準条例第 56 条の 3 の規定に適合する 道で、建築基準法施行規則第 9 条の規定に基づく道路の位置の指定の申請が受理されたも の
 - ウ 道路変更申請書が道路管理者に受理された道
 - エ 基準時において現に存する都市計画法第8条第1項第9号の規定による臨港地区内の 道(建築基準法(以下「法」という。)第42条に規定する道路から連続して整備されてい るものに限る。)で、将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されてい るもの
 - (2) 道を法第42条第1項に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

建築審査会包括同意基準2適用の考え方について

公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築物を建築する際の包括同意基準です。 このため、敷地前面(接する長さ2m以上の部分)の道の有効幅員が4m以上あることが必要です。 (下の参考図3を参照)

参考図3 公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地のイメージ



【解説】

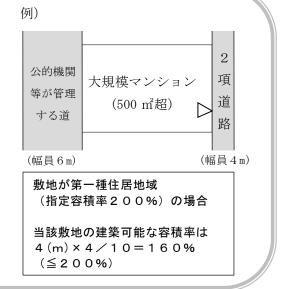
(1)について

・条例に基づく許可を受ける必要がある建築物については、道の幅員や道に接する長さを当該 許可の条件に適合する長さとする必要があります。(条例に基づく許可手続が別途必要です。)

■条例に基づく許可との関連

特殊建築物や大規模建築物等で接道規定が強化されている場合には、必ず条例に基づく許可も必要です。窓口は建築局市街地建築課許認可担当となります。

なお、右図のように、敷地が法の道路に2m以上接し、出入りが可能な箇所(♪)がある場合は、本許可は不要です。右図のような公的機関等が管理する道に、条例で規定する接道長で接する場合は、条例に基づく許可のみ必要となります。この場合、法第52条第2項の適用について、前面道路の幅員は、法の道路の幅員となりますのでご注意ください。



- ・敷地前面の道の有効幅員が4m以上であっても、法第42条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する道路に至るまでに、当該道の幅員が4m未満となる場合にあっては、条例の経由規定を準用し、延べ面積500㎡を超える共同住宅等(条例第5条)や延べ面積1,000㎡を超える大規模建築物(条例第4条の2)等は許可の対象にはなりません。(ウに該当するものは除く。)
- ・在来道路を拡幅する都市計画道路等で、拡幅予定部分が国、県、市等に買収され、その部分が 建築物の利用上、避難及び通行の安全上支障がない状態で確保されている場合などには、接道 規定を満たし、許可が不要になることがあります。(横浜市建築基準法取扱基準集第7章7-1参照)

(1)イについて

・現在、本市では道路の築造完了後に道路の位置の指定申請書を受理しているため、これを許可の要件としています。ただし、過去に道路の位置の指定申請書が受理されていても、道路の形態が整備されていなければ許可の対象にはなりません。

(1) ウについて

・道路変更申請書は、道路の現場整備、道路台帳用の測量や作図等がすべて終了後、道路局路政 課が受理しています。※市街化区域でも、土地利用をする面積(道部分も含む。)が500㎡以 上の場合など、開発行為に該当する場合がありますので担当部署にご確認ください。

(1)エについて

・道に接する敷地が第三者に売却された場合等は、新所有者が道の所有者等から承諾を得ることが条件となります。 (P.51 様式 1 を使用)

(4)建築審査会包括同意基準3-2

【都市計画法第37条の規定に基づく制限解除を受けた建築物、土地区画整理法 第76条の規定に基づく許可を受けた建築物その他これらに類するもの】

- 3-2 建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、 防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 次のアからウまでの一に該当する建築物であること。
 - ア 都市計画法第29条の規定に基づく許可を受けた者が行う都市計画法第4条第12項に規定する開発行為により築造される予定の道路(以下「開発予定道路」という。)に2m以上接する敷地に建築する建築物で都市計画法第37条第1項第1号の規定により市長が認め、開発予定道路の築造完了まで当該建築物を使用しない、かつ、使用させない旨の関係権利者の誓約書が提出されているもの。
 - イ 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業により築造される予定の道路(以下「区画整理予定道路」という。)に2m以上接する敷地に建築する建築物で土地区画整理法第76条の規定による許可を受けているもの。
 - ウ 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事で、建築基準法(以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を受けようとする道(以下「位置指定予定道路」という。)に2m以上接する敷地に建築する建築物で、位置指定予定道路の位置が指定されるまで当該建築物を使用しない、かつ、使用させない旨の関係権利者の誓約書が提出されているもの。
 - (2) 開発予定道路、区画整理予定道路及び位置指定予定道路を建築基準法第42条第1項に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び同条第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

建築審査会包括同意基準3-2適用の考え方について

都市計画法第37条の規定に基づく制限解除を受けた建築物、土地区画整理法第76条の規定に基づく 許可を受けた建築物その他これらに類するものに対する包括同意基準です。

【解説】

(1)について

- ・条例に基づく許可を受ける必要がある建築物については、開発予定道路、区画整理予定道路及び 位置指定予定道路の幅員や当該道路に接する長さを当該許可の条件に適合する長さとする必要 があります。(条例に基づく許可手続きが別途必要です。)
- ・開発予定道路、区画整理予定道路及び位置指定予定道路は、原則としてその位置が確保され荒造 成が完了している状態をもって、許可するものとします。ただし、宅地造成等規制法に基づく許 可を受け、同時に道路位置指定を受ける場合については、この限りではありません。

(1)ア、ウについて

・開発予定道路及び位置指定予定道路の築造完了まで当該建築物を使用しない、かつ、使用させない旨の関係権利者(開発許可等申請者)の誓約書はP.55 様式3となります。

(5) 建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方

・「基準時において現に存する建築物(以下、『基準時の建築物』という。)」の取扱いについて

基準時に存在していても、建築確認、建物の登記事項証明書、家屋(補充)課税台帳(調査票) 等がない簡易な建築物は、基準時の建築物として扱いません。

なお、用途上不可分の関係にある2以上の建築物は、一の建築物として扱います。例えば、一 戸建ての住宅と同じ敷地内にある附属倉庫は用途上不可分の関係にあるので、一の建築物として 扱います。

≪注意≫

長屋の取扱いについて

長屋は原則として一の建築物として扱います。ただし、基準時において長屋(重層長屋を除く。)の各住戸に対応して、建物について所有権がそれぞれ設定されている場合(不動産登記法第2条第9号の登記簿に登記されている場合に限る。)又は家屋の所有者がそれぞれ登録されている場合(地方税法第341条第9条の固定資産課税台帳に登録されている場合に限る。)は、各住戸を一の建築物と扱います。

- ・「基準時の道」・「基準時の通路」について (3-3(1)イ~エ、3-3の2(1)、3-4(1)イ~エ、3-4の2(1)、3-5(1)イ、ウ、(3)ウ) 基準時の道及び基準時の通路とは、基準時において道路状の形態があり、その境界が明確なものをいいます。ただし、道路状の形態が確認できないものやその境界が不明確なもの(敷地内通路等)についても、以下のいずれかに該当するものは基準時の道又は通路として扱います。
- ①過去の建築確認で「法の道路」等として扱われている道又は通路状の土地
- ②基準時において既に建築物の敷地から分筆され、所有権が共有であること等により今後も敷地 に算入できない道又は通路状の土地
- ※上記のいずれにも該当しない場合又はその他必要と認められる場合は、道路判定委員会 (P. 15 参 照) にて基準時の道 (又は通路) とする範囲を判断します。
- ・「後退部分」について (3-3(1)ウ、3-4(1)ウ、3-5(1)ウ)

後退部分とは、許可の適用にあたり基準時の道から後退して道路状に整備した空地部分をいいます。原則として、基準時の道の中心線から水平距離2m(個別提案基準3-5では1.35m)以内の部分のうち基準時の道の部分を除いた部分になります。ただし、敷地前面の空地の反対側の敷地が接道規定を満たしている場合、又は青空駐車場や田畑等で建て替え等による空地の拡幅が見込めない場合には、基準時の道の反対側の境界線から水平距離4m以内の部分のうち基準時の道の部分を除いた部分を後退部分とします(敷地内空地を設ける場合を除く。)。

(P.15 参考図4を参照)

- 「終端整備敷」について (3-3(1)x、3-3の2(1)、(3)7、3-4(1)x、3-4の2(1)、(3)7)

「路線型の道の場合〕

基準時の道の終端に敷地がある場合は、原則として、将来後退予定部分を含む手前の空地の幅員と同じ幅員とした奥行2mの部分を道路状に整備する必要があります。この部分を終端整備敷といいます。 (P.15 参考図4を参照)

なお、基準時の道又は敷地の形状等により、原則とは異なる形で終端整備敷を設ける場合もありますが、その大きさは有効で幅員2m以上奥行2m以上とします。

※基準時の道の終端が既に4m以上に拡幅済みで、その終端にあるすべての敷地が空地に2m以上接している場合など、道路判定委員会(P.15 参照)においてその必要がないと認めた場合には終端整備敷を設けないことができます。

[専用型の通路の場合]

基準時の通路の終端に幅員2m以上奥行2m以上の空地を設け、道路状に整備する必要があり

ます。この空地を終端整備敷といい、これによって敷地は空地に2m以上接することができます。 (P. 15 参考図5を参照)

「空地」について

「空地」とは、基準時の道(又は基準時の通路)、後退部分及び終端整備敷を合わせた部分をいいます。空地は、青空で整備する必要があります。(P.15 参考図4・5を参照)

・「敷地内空地」について (3-3(3)イ、3-4(3)イ、3-5(3)イ)

敷地内空地とは、避難時に一時的な待機ができるように敷地内に設ける青空空地です。(敷地面積に算入可能です。)形態は、平場かつ有効で幅員2m以上かつ奥行2m以上とし、建築物の主要な出入口に接して設ける必要があります。(P.15 参考図4を参照)

• 「基準時の道の終端」・「基準時の通路の終端」について (3-3(1)x、3-3の2(1)、3-4(1)x、3-4の2(1)、3-5(1)) 「基準時の道(又は通路)の終端」とは、基準時の道(又は通路)の終点の部分をいいます。 (P. 15 参考図 4・5 を参照)

・「空地の幅員」について

許可申請時に法第42条に規定する道路から敷地前面までの区間において、道路状に青空で整備され、担保性が確認された空地の最小の有効幅員をいいます。

- ・「おおむね同一の敷地」について (3-3(3)7、3-3(3)5、3-3の2(2)、3-4(3)7、3-4(3)5、3-4の2(2)、3-5(3)7) 敷地は、原則として、基準時の建築物の敷地又は基準時前に確認済証が交付された建築物の敷地等と位置、規模、形状ともに同一の敷地とします。ただし、測量誤差、借地の解消、敷地の整形や専用通路幅を確保するための隣地との土地交換等により、基準時と同一の敷地での建て替えが困難と判断した場合には、敷地に多少の変更があっても「おおむね同一の敷地」とみなします。
- ・「都市計画で定められた敷地面積の最低限度」について (3-3(3)7(4)、3-4(3)7(4))

都市計画で定められた敷地面積の最低限度とは、法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度です。第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で、指定容積率が60%の場合は165㎡、同容積率80%の場合は125㎡(港北ニュータウンの土地区画整理事業施行区域内は165㎡)、同容積率100%の場合は100㎡となります。

「路地状部分を有する敷地」について(3-3(3)か、3-4(3)か)

路地状部分を有する敷地とは、空地に接する長さが4m未満の敷地をいいます。空地に「接する長さ」は条例4条の2の規定と同様の考え方です。

・「当該用途に供する床面積」について

長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿で当該用途に供する床面積には自動車車庫及び駐輪場は含みません。共同住宅の共用の廊下及び階段の用に供する部分等は、容積対象延べ面積には算入されませんが、当該用途に供する床面積には算入されますので、ご注意ください。

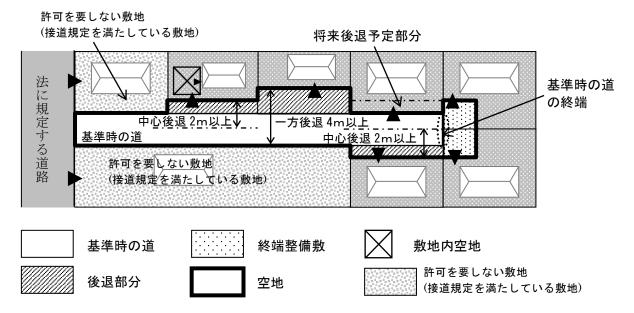
・法第43条第3項の規定に基づく条例の対象となる建築物について

- ・ 階数が 3 以上の建築物(一戸建ての住宅を除く。) 〔条例第 4 条の 2 〕
- ・ 学校、児童福祉施設等、共同住宅及び寄宿舎等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの [条例第5条]
- ・自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの[条例第47条] など

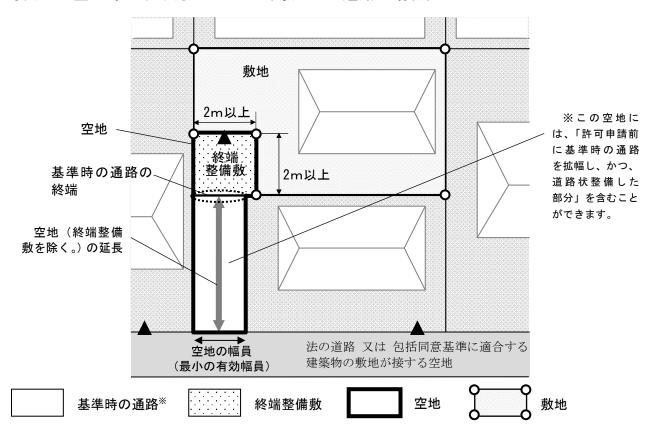
・道路判定委員会について

正式には「横浜市建築基準法道路判定委員会」といい、法第43条第2項第2号の規定に基づく 許可の建築審査会の同意に関する議案のうち、包括同意基準に適合しないものや、法の道路等に 関するその他必要とする事項(本許可・認定制度に関するものは、判断に苦慮する特殊事例の基 準の適否、基準時の道(又は通路)の範囲・建ち並びの判断等)について審議する委員会です。

参考図4 空地等の取り方について [路線型の道の場合]



参考図5 空地等の取り方について〔専用型の通路の場合〕



(6)建築審査会包括同意基準3-3

【平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する 建築物【空地幅員1.8m以上、中心後退2m以上】】

- 3-3 建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、 防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 平成11年5月1日(以下「基準時」という。)前において確認済証の交付がされた建築物の 敷地、又は基準時において現に存する建築物の敷地に2m以上接する建築基準法(以下「法」 という。)第42条第1項に規定する道路を築造することが極めて困難な場合において、次に掲 げる要件に該当する空地に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。
 - ア 敷地から法第 42 条に規定する道路(以下「法の道路」という。) までの空地の幅員が 1.8 m以上あり、一般通行の用に供されていること。
 - イ 基準時において現に存する路線型の道(以下「基準時の道」という。)が、道路状に整備されていること。
 - ウ 敷地の前面において、基準時の道の中心線から水平距離2m以内の部分(建築主事が基準時前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあっては、その部分。)のうち基準時の道の部分を除いた部分(以下「後退部分」という。)が道路状に整備されていること。
 - エ 基準時の道の中心線をその終端から2m延長し、当該延長部分から水平距離2m以内の部分(特定行政庁が別に定める場合にあっては、その部分。以下「終端整備敷」という。)が道路状に整備されていること。ただし、特定行政庁がその必要がないと認めた場合にあっては、終端整備敷を設けないことができる。
 - オ 空地を公的機関が管理している又は将来にわたり空地を維持、管理する旨の関係権利者の 誓約書が提出されていること。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっては この限りでない。
 - カ 空地には雨水排水を適切に処理できる施設が設けられていること。
 - キ 空地と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。
 - (2) 敷地から法の道路までの距離が、60m以内である敷地に建築する建築物であること。ただし、次のアからウまでの一に該当する場合にあっては、この限りでない。
 - ア 道の両端が法の道路に接続し、当該道の幅員が連続して 1.8 m以上ある場合
 - イ 敷地から法の道路までの空地の幅員が4m以上の場合
 - ウ 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は外壁及び軒裏を防火構造とし、かつ、外壁の開口部 で延焼のおそれのある部分に防火設備を有する建築物とした場合
 - (3) 建築物の敷地が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 基準時において現に存する建築物の敷地、基準時前において確認済証の交付がされた建築物の敷地、又は基準時以降に法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定通知書若しくは同項第 2 号の規定による許可通知書の交付がされた建築物の敷地とおおむね同一の敷地であること。ただし、次に掲げる要件に該当する場合にあっては、この限りでない。
 - (7) 基準時において現に存する建築物の敷地の一部を一の敷地とし、他の部分を将来にわたり建築物の敷地として使用しない場合、又は基準時において現に法第 43 条第 1 項の規定を満たさない建築物が 3 棟以上建ち並んでいる道で、許可申請時に敷地から法の道路までの空地の幅員が 2.7m以上で道路状に整備されているもの(終端整備敷を除く。)のうち、公的機関が管理する空地、若しくは将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓

約書が提出されている空地に敷地が2m以上接する場合

- (イ) 敷地面積が 100 ㎡ (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、 都市計画で定められた敷地面積の最低限度)以上の場合 (ただし、基準時において現に存 する所有権その他の権利に基づく土地の全部を一の敷地として使用する場合を除く。)
- イ 敷地前面の空地の反対側の敷地若しくは一団の土地(以下「前面敷地等」という。)が法の 道路に接し、かつ、敷地前面の空地の幅員が4m未満の場合にあっては、建築物の主要な出 入口に接する幅員2m以上かつ奥行2m以上の敷地内空地が確保されていること。
- ウ 路地状部分を有する敷地にあっては、建築物の主要な出入口から空地に通ずる幅員 1.8m 以上の敷地内通路が設けられ、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線 までの距離が 0.5m以上確保されていること(基準時において現に存する敷地又は基準時前 において確認済証の交付がされた建築物の敷地とおおむね同一の敷地を除く。)。
- (4) 建築物の構造が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 地階を除く階数は2以下であること。ただし、敷地から法の道路までの空地の幅員が4m以上で道路状に整備されている場合で、当該空地について公的機関が管理する場合又は将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されている場合にあっては、地階を除く階数を3とすることができる。
 - イ 敷地から法の道路までの空地の幅員が 2.7m未満の場合又は前面敷地等が法の道路に接し、敷地前面の空地の幅員が4m未満の場合にあっては、耐火建築物若しくは準耐火建築物又は外壁及び軒裏を防火構造とし、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を有する建築物であること。
- (5) 建築物の用途は次のいずれかとすること。
 - ア 一戸建ての住宅
 - イ 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法 施行令第130条の3に規定するもの
 - ウ 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿で当該用途に供する部分の床面積の合計が100 ㎡以下のもの。ただし、敷地から法の道路までの空地の幅員が4.5m以上で道路状に整備されている場合で、当該空地について公的機関が管理する場合又は将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されている場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積の合計が200 ㎡以下のもの
 - エ 建て替えの場合において、従前の建築物と同一用途で、次の条件を満たすもの
 - (7) 延べ面積が従前の建築物の延べ面積以下であるもの
 - (イ) 法第43条第3項の規定に基づく条例の対象にならないもの
- (6) 空地と敷地との境界線から4m(建築主事が基準時前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあっては、その距離)外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

建築審査会包括同意基準3-3適用の考え方について

基準時に存在する路線型の道等に接する敷地に建築物を建築する際の包括同意基準です。路線型の道とは、一般通行の用に供する道(専用型の通路を除く。)をいいます。

【解説】

用語や空地等の取り方については、「(5)建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方」(P.13~15)をご参照ください。

(2)について

「敷地から法の道路までの距離」は、基準時の道の中心を計測します。(P. 20 参考図8を参照)

(2)アについて

公的機関が管理する道(公道など)や既に関係権利者からの誓約書が提出されている空地等で、その幅員が将来にわたり 1.8m以上確保される場合に限ります。

(3)アについて

敷地は、次の①~③とおおむね同一の敷地とする必要があります。

- ①基準時において現に存する建築物の敷地
- ②基準時前に確認済証が交付された建築物の敷地
- ③基準時以降に法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定通知書又は同項第 2 号の規定による許可通知書の交付がされた建築物の敷地(※ 平成 30 年 9 月 24 日以前に旧法第 43 条ただし書の規定により許可通知書の交付がされた建築物の敷地を含みます。)

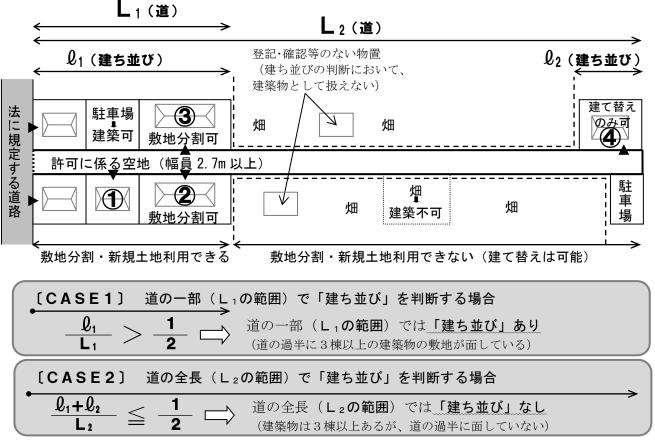
1の敷地を2以上に敷地を分割する(以下「敷地分割」という。)、又はこれまで建築物が建築されていない土地を新たに建築物の敷地として利用する(以下「新規土地利用」という。)ためには、3-3(3)ア(7)、(4)及び(3)ウの要件を満たす必要があります。(P. 20 解説・P. 21 参考図9を参照)

(3)ア(ア)「建ち並び」について

既存敷地を敷地分割又は新規土地利用するには、基準時に法第43条第1項の規定(以下「接道規定」という。)を満たさない建築物(以下「未接道建築物」という。)が3棟以上(接道規定を満たす建築物は除く。)建ち並んでいる必要があります。「建ち並んでいる」とは、法の道路から連続して道の延長の過半にわたり、建築物の敷地(接道規定を満たす建築物の敷地を含む。)が面していることをいいます(P.19 の参考図6を参照)。ここでいう建築物は、「基準時の建築物」の取扱い(P.13 を参照)と同様の考え方です。

なお、基準時に建築物の建ち並びがない道に接する土地にあっては、敷地分割又は新規土地利用 することはできません。

参考図6 建ち並びの考え方について



上記から、 L_1 の範囲では「建ち並び」があるため敷地分割・新規土地利用ができるが、 L_2 の範囲では「建ち並び」がないため(L_1 の範囲を除いては)敷地分割・新規土地利用できないと判断します。

(3)ア(7)、(4)、(3)ウ 敷地分割・新規土地利用について

敷地分割や新規土地利用をするためには(3)ア(7)、(4)、(3)ウの全ての要件を満たす必要があります。

(3)ア(ア)、(4)又は(3)ウのいずれかの要件を満たさない場合には、敷地分割や新規土地利用はできません。

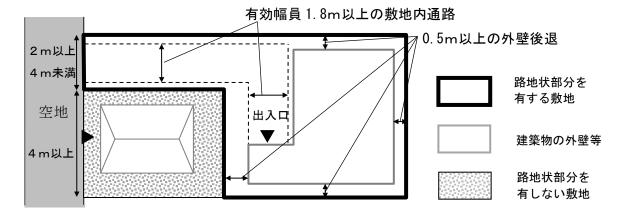
ア(7) 次の①又は②のいずれかに該当すること

- ①基準時の敷地の一部を敷地とし、それ以外の部分を将来にわたって建築物の敷地としない場合
- ②次の⑦~⑤の全てに該当すること
 - ⑦基準時の道に未接道建築物が3棟以上建ち並んでいる。
 - ②空地が、敷地前面から法の道路まで連続して幅員 2.7m以上で道路状に青空で整備され、公的機関が管理している、又は空地について誓約書が提出されている。
 - ⑦空地(終端整備敷を除く。※)に2m以上接する敷地である。<u>(※ 終端整備敷のみに接する敷地</u>は、敷地分割や新規土地利用することができません。) (P. 21 参考図9を参照)
- **ア(イ) 敷地面積が 100 ㎡以上及び都市計画で定められた敷地面積の最低限度以上**(※ 基準時に存する土地を除く。)

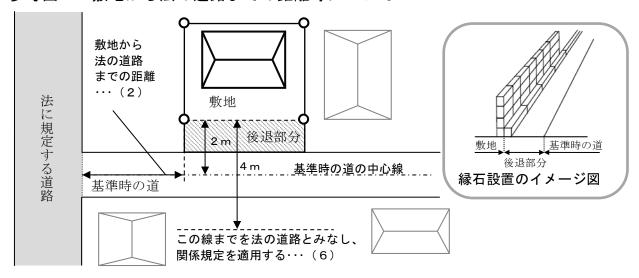
ウ 路地状部分を有する敷地の場合は、①及び②の両方に該当すること(下の参考図7を参照)

- ①建築物の主要な出入口から空地に通ずる幅員 1.8m以上の敷地内通路が設けられた場合
- ②建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 0.5m以上確保されている場合 (戸袋、バルコニー、出窓、屋外階段及び地盤面下に設ける自動車車庫は除きます。)

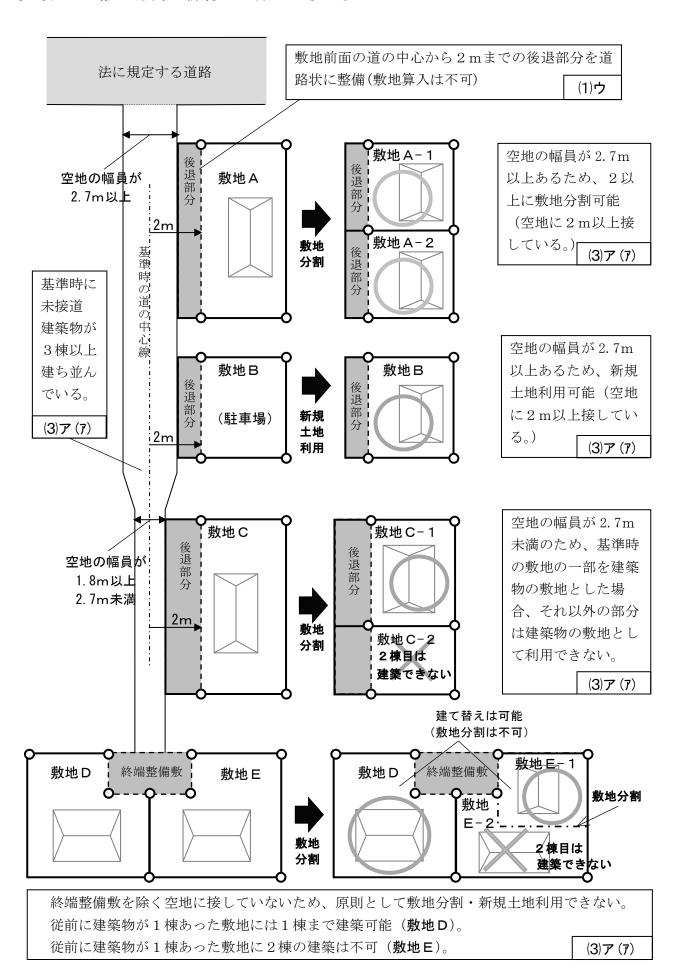
参考図7 路地状部分を有する敷地の場合(敷地分割・新規土地利用の場合に限る。)



参考図8 敷地から法の道路までの距離等について



参考図9 敷地分割・新規土地利用の考え方について



(7)建築審査会包括同意基準3-3の2

【平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地に 建築する建築物【空地幅員1.5m以上、かつ、延長20m以下】】

- 3-3の2 建築基準法施行規則第 10 条の3第4項第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 平成11年5月1日(以下「基準時」という。)において現に存する専用型の通路(以下「基準時の通路」という。)の終端、又は当該通路の終端に幅員2m以上かつ奥行2m以上で道路状に整備された部分(以下「終端整備敷」という。)に接する敷地に建築する建築物であること。
 - (2) 基準時において現に存する建築物の敷地から空地を除いた部分とおおむね同一の敷地において建て替える建築物であること。
 - (3) 次に掲げる要件に該当する空地に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。
 - ア 空地の幅員が 1.5m以上で、かつ、空地(終端整備敷を除く。)の延長が 20m以下であり、建築基準法(以下「法」という。)第 42 条に規定する道路(以下「法の道路」という。)、 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による幅員 4 m以上の道(法の道路に該当するものを除き、 避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)又は同 項第 2 号の規定による許可における建築審査会包括同意基準に適合する建築物の敷地が 接する空地に接続していること。
 - イ 空地が道路状に整備されていること。
 - ウ 空地を公的機関が管理している又は将来にわたり空地を維持、管理する旨の関係権利者 の誓約書が提出されていること。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっ てはこの限りでない。
 - エ 空地には雨水排水を適切に処理できる施設が設けられていること。
 - オ 空地と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。
 - (4) 建築物の構造が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 地階を除く階数は2以下であること。
 - イ 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は外壁及び軒裏を防火構造とし、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を有する建築物であること。ただし、空地の幅員が 1.8m未満の場合又は空地 (終端整備敷を除く。)の延長が 15mを超える場合にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - (5) 建築物の建蔽率は、法第53条第1項又は第2項の規定に適合するものであること(前号イただし書の規定により、耐火建築物又は準耐火建築物とした場合に限る。)。
 - (6) 建築物の用途は、次のいずれかとすること。
 - ア 一戸建ての住宅
 - イ 建て替えの場合において、従前の建築物と同一用途で、次の条件を満たすもの
 - (7) 延べ面積が100㎡以下で、かつ、従前の建築物の延べ面積以下であるもの
 - (4) 法第43条第3項の規定に基づく条例の対象にならないもの
 - (ウ) 共同住宅又は長屋にあっては、従前の住戸数以下、寄宿舎又は下宿にあっては、従前の住室数以下であること。
 - (I) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 0.5m以上確保 されていること。

(7) 空地と敷地との境界線から4m外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

建築審査会包括同意基準3-3の2適用の考え方について

基準時に存する専用型の通路の終端等に接する敷地に建築物を建築する際の包括同意基準です。専用型の通路とは、未接道建築物の敷地が終端に一のみ存する通路のことをいいます。

また、通路に面して接道規定を満たしている敷地の勝手口等がある場合や、通路内に公道などが含まれている場合など、一般通行の用に供している形態であっても、未接道建築物の敷地が終端に一のみであれば、専用型の通路として扱います。

【注意!】

本許可基準は未接道建築物に対する許可の基準です。既に法の道路に2m以上接している敷地、及び敷地設定の変更や法の道路の築造などが可能で、これにより法の道路に2m以上の接道が可能となる敷地は、本許可の対象とはなりません。

また、法の道路に2m以上の接道が可能な敷地は、路地状部分の長さが15mを超えるなど条例4条に適合しない場合も同様に本許可の対象とはなりません。なお、条例第4条に基づく許可については、別途ご相談ください。

【解説】

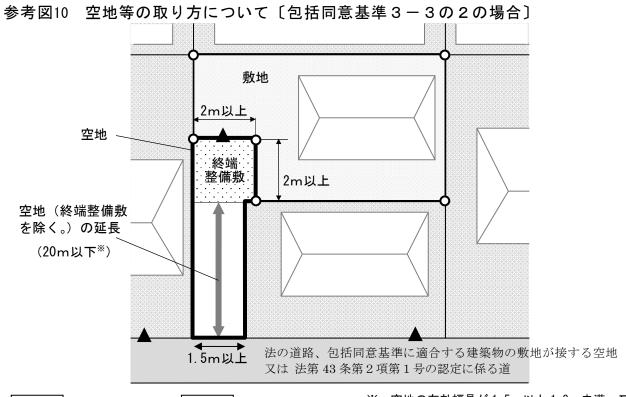
用語や空地等の取り方については、「(5)建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方」(P.13~15)をご参照ください。

(3)アについて

「空地(終端整備敷を除く。)の延長」は図のように計測します。 (P. 24 参考図10を参照)

(5)について

許可の条件として耐火建築物又は準耐火建築物とする場合は、空地の幅員が 1.8m未満である等、敷地が法の道路に接している場合に接している場合に比べて、交通上、安全上、防火上及び衛生上不利になることから、法第 53 条第 3 項以降の規定による建蔽率の緩和は認めていません。



基準時の通路 終端整備敷 敷地 空地 ※ 空地の有効幅員が 1.5m以上 1.8m未満、又は 空地(終端整備敷を除く。)の長さが 15mを超え 20m以下の場合、耐火建築物又は準耐火建築物と する必要があります。

2 個別提案基準

(1) 個別提案基準とは

包括同意基準に該当しない建築物についても、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、個別に建築審査会で同意を得て許可したものについては、建築することが可能になります。そこで特定行政庁として個別に建築審査会へ提案するための最低限の基準を「建築審査会個別提案基準」といい、表8に掲げるものになります。

| 表 8 : 個別提案基準一覧 | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 3 — 4 | 平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築す | | | | | | | | |
| | る建築物【空地幅員0.9m以上1.8m未満、中心後退2m以上】 | | | | | | | | |
| P. 26参照 | P.4 表3 第3号に該当 | | | | | | | | |
| 3 – 4 の 2 | 平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地 | | | | | | | | |
| | に建築する建築物【空地幅員0.9m以上、かつ、延長15m以下】 | | | | | | | | |
| P. 29参照 | P.4 表3 第3号に該当 | | | | | | | | |
| 3 – 5 | 平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築す | | | | | | | | |
| | る建築物【空地幅員0.9m以上、中心後退1.35m以上2m未満】 | | | | | | | | |
| P. 31参照 | P.4 表3 第3号に該当 | | | | | | | | |

※包括同意基準及び上記各基準に一部適合しない場合についても、窓口でご相談ください。

(2)建築審査会個別提案基準3-4

【平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する 建築物【空地幅員0.9m以上1.8m未満、中心後退2m以上】】

- 3-4 建築基準法施行規則第 10 条の3第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火 上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 平成11年5月1日(以下「基準時」という。)において現に存する建築物の敷地に2m以上接する建築基準法(以下「法」という。)第42条第1項に規定する道路を築造することが極めて困難な場合において、次に掲げる要件に該当する空地に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。
 - ア 敷地から法第 42 条に規定する道路(以下「法の道路」という。) までの空地の幅員が 0.9 m以上(建築物の用途が一戸建ての住宅以外の場合は 1.5m 以上) 1.8m未満であり、一般 通行の用に供されていること。
 - イ 基準時において現に存する路線型の道(以下「基準時の道」という。)が、道路状に整備 されていること。
 - ウ 敷地の前面において、基準時の道の中心線から水平距離2m以内の部分(建築主事が基準時前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあっては、その部分。) のうち基準時の道の部分を除いた部分(以下「後退部分」という。)が道路状に整備されていること。
 - エ 基準時の道の中心線をその終端から2m延長し、当該延長部分から水平距離2m以内の部分(特定行政庁が別に定める場合にあっては、その部分。以下「終端整備敷」という。)が道路状に整備されていること。ただし、特定行政庁がその必要がないと認めた場合にあっては、終端整備敷を設けないことができる。
 - オ 空地を公的機関が管理している又は将来にわたり空地を維持、管理する旨の関係権利者 の誓約書が提出されていること。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっ てはこの限りでない。
 - カ 空地には雨水排水を適切に処理できる施設が設けられていること。
 - キ 空地と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。
 - (2) 敷地から法の道路までの距離が、60m以内である敷地に建築する建築物であること。ただし、道の両端が法の道路に接続し、当該道の幅員が連続して0.9m以上ある場合にあっては、この限りでない。
 - (3) 建築物の敷地が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 基準時において現に存する建築物の敷地、又は基準時以降に法第 43 条第 2 項第 1 号の 規定による認定通知書若しくは同項第 2 号の規定による許可通知書の交付がされた建築 物の敷地とおおむね同一の敷地であること。ただし、次に掲げる要件に該当する場合にあ っては、この限りでない。
 - (ア) 基準時において現に存する建築物の敷地の一部を一の敷地とし、他の部分を将来に わたり建築物の敷地として使用しない場合
 - (イ) 敷地面積が 100 m² (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、都市計画で定められた敷地面積の最低限度)以上の場合
 - イ 敷地前面の空地の反対側の敷地若しくは一団の土地(以下「前面敷地等」という。)が法 の道路に接し、かつ、敷地前面の空地の幅員が4m未満の場合にあっては、建築物の主要

な出入口に接する幅員2m以上かつ奥行2m以上の敷地内空地が確保されていること。

- ウ 路地状部分を有する敷地にあっては、建築物の主要な出入口から空地に通ずる幅員 1.8 m以上の敷地内通路が設けられ、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 0.5m以上確保されていること (基準時において現に存する建築物の敷地とおおむね同一の敷地を除く。)。
- (4) 建築物の構造が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 地階を除く階数は2以下であること。
 - イ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (5) 建築物の建蔽率は、法第53条第1項又は第2項の規定に適合するものであること。
- (6) 建築物の用途は次のいずれかとすること。

ア 一戸建ての住宅

- イ 建て替えの場合において、従前の建築物と同一用途で、次の条件を満たすもの
 - (7) 延べ面積が100㎡以下で、かつ、従前の建築物の延べ面積以下であるもの
 - (4) 法第43条第3項の規定に基づく条例の対象にならないもの
 - (ウ) 共同住宅又は長屋にあっては、従前の住戸数以下、寄宿舎又は下宿にあっては、従前 の住室数以下であること。
 - (I) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 0.5m以上確保されていること。
- (7) 空地と敷地との境界線から4m(建築主事が基準時前に別に定めている場合又は特定行政 庁が別に定める場合にあっては、その距離)外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第 6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜 市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさ ない。)に適合する建築物であること。

建築審査会個別提案基準3-4適用の考え方について

基準時に存在する路線型の道等に接する敷地に建築物を建築する際の個別提案基準です。路線型の道とは、一般通行の用に供する道(専用型の通路を除く。)をいいます。

【解説】

用語や空地等の取り方については、「1 (5) **建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方**」(P. 13~15) をご参照ください。

(2)について

- ・「敷地から法の道路までの距離」は、基準時の道の中心を計測します。 (P. 20 参考図8を参照)
- ・公的機関が管理する道(公道など)や既に関係権利者からの誓約書が提出されている空地等で、当該道の幅員が将来にわたり 0.9m以上確保される場合に限ります。

(3)アについて

敷地は、基準時の建築物の敷地又は基準時以降に法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定通知書若しくは同項第 2 号の規定による許可通知書の交付がされた建築物の敷地とおおむね同一の敷地(※ 平成 30 年 9 月 24 日以前に旧法第 43 条ただし書の規定により許可通知書の交付がされた建築物の敷地を含みます。)とする必要があります。ただし、基準時の敷地の一部を敷地とし、それ以外の部分を将来にわたって建築物の敷地としない場合(3-4(3)ア(7)に該当)で、かつ、3-4(3)ア(4)、3-4(3)中の要件に該当する場合は、おおむね同一の敷地以外でも建築することができます。

(5)について

許可の条件として耐火建築物又は準耐火建築物とする場合は、空地の幅員が 1.8m未満である等、敷地が法の道路に接している場合に接している場合に比べて、交通上、安全上、防火上及び衛生上不利になることから、法第 53 条第 3 項以降の規定による建蔽率の緩和は認めていません。

(6)イについて

従前の建築物と同一用途(一戸建ての住宅以外)で建て替える場合には、3-4(6)イ(r)~(x)の条件のほか、空地の要件として「空地の幅員が1.5m以上1.8m未満」であること(3-4(1)ア)が必要になります。

(3)建築審査会個別提案基準3-4の2

【平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地に 建築する建築物【空地幅員0.9m以上、かつ、延長15m以下】】

- 3-4の2 建築基準法施行規則第 10 条の3第4項第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 平成11年5月1日(以下「基準時」という。)において現に存する専用型の通路(以下「基準時の通路」という。)の終端、又は当該通路の終端に幅員2m以上かつ奥行2m以上で道路状に整備された部分(以下「終端整備敷」という。)に接する敷地に建築する建築物であること。
 - (2) 基準時において現に存する建築物の敷地から空地を除いた部分とおおむね同一の敷地において建て替える建築物であること。
 - (3) 次に掲げる要件に該当する空地に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。
 - ア 空地の幅員が 0.9m以上で、かつ、空地(終端整備敷を除く。)の延長が 15m以下であり、建築基準法(以下「法」という。)第 42 条に規定する道路(以下「法の道路」という。)、 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による幅員 4 m以上の道(法の道路に該当するものを除き、 避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)又は同 項第 2 号の規定による許可における建築審査会包括同意基準に適合する建築物の敷地が 接する空地に接続していること。
 - イ 空地が道路状に整備されていること。
 - ウ 空地を公的機関が管理している又は将来にわたり空地を維持、管理する旨の関係権利者 の誓約書が提出されていること。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっ てはこの限りでない。
 - エ 空地には雨水排水を適切に処理できる施設が設けられていること。
 - オ 空地と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。
 - (4) 建築物の構造が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 地階を除く階数は2以下であること。
 - イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 0.5m以上確保されていること。
 - ウ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - (5) 建築物の建蔽率は、法第53条第1項又は第2項の規定に適合すること。
 - (6) 建築物の用途は、一戸建ての住宅であること。
 - (7) 空地と敷地との境界線から4m外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

建築審査会個別提案基準3-4の2適用の考え方について

基準時に存する専用型の通路の終端等に接する敷地に建築物を建築する際の個別提案基準です。 専用型の通路とは、基準時に未接道建築物の敷地が終端に一のみ存する通路のことをいいます。

また、通路に面して接道規定を満たしている敷地の勝手口等がある場合や、通路内に公道などが

含まれている場合など、一般通行の用に供している形態であっても、未接道建築物の敷地が終端に 一のみであれば、専用型の通路として扱います。

【解説】

用語、空地等の取り方、その他解説については、「1 (5) **建築審査会包括同意基準3-3以降** の許可基準に共通する適用の考え方」(P. 13~15) 及び「1 (7) 建築審査会個別提案基準3-3の2」の解説 (P. 23) をご参照ください。

(4)建築審査会個別提案基準3-5

【平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物【空地幅員0.9m以上、中心後退1.35m以上2m未満】】

- 3-5 建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、 防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。
 - (1) 平成11年5月1日(以下「基準時」という。)において現に存する建築物の敷地に2m以上接する建築基準法(以下「法」という。)第42条第1項に規定する道路を築造することが極めて困難な場合で、土地の状況により基準時の道の拡幅が極めて困難と認められた場合において、次に掲げる要件に該当する空地に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。ただし、基準時において現に存する路線型の道(以下「基準時の道」という。)の終端のみに接する敷地に建築するものを除く。
 - ア 敷地から法第42条に規定する道路(以下「法の道路」という。)までの空地の幅員が0.9 m以上(建築物の用途が一戸建ての住宅以外の場合は1.5m以上)あり、一般通行の用に供されていること。
 - イ 基準時の道が道路状に整備されていること。
 - ウ 敷地の前面において、基準時の道の中心線から水平距離 1.35m以内の部分(建築主事が 基準時前に別に定めている場合又は特定行政庁が別に定める場合にあっては、その部分。) のうち基準時の道の部分を除いた部分(以下「後退部分」という。)が道路状に整備されて いること。
 - エ 空地を公的機関が管理している又は将来にわたり空地を維持、管理する旨の関係権利者 の誓約書が提出されていること。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合にあっ てはこの限りでない。
 - オ 空地には雨水排水を適切に処理できる施設が設けられていること。
 - カ 空地と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。
 - (2) 敷地から法の道路までの距離が、60m以内である敷地に建築する建築物であること。ただし、道の両端が法の道路に接続し、当該道の幅員が連続して0.9m以上ある場合にあっては、この限りでない。
 - (3) 建築物の敷地が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 基準時において現に存する建築物の敷地、又は基準時以降に法第 43 条第 2 項第 1 号の 規定による認定通知書若しくは同項第 2 号の規定による許可通知書の交付がされた建築 物の敷地とおおむね同一の敷地とすること。
 - イ 敷地前面の空地の反対側の敷地若しくは一団の土地(以下「前面敷地等」という。)が法 の道路に接し、かつ、敷地前面の空地の幅員が 2.7m未満の場合にあっては、建築物の主 要な出入口に接する幅員2m以上かつ奥行2m以上の敷地内空地が確保されていること。
 - ウ 敷地のうち、敷地前面の基準時の道の中心線から水平距離2m以内にある部分が、敷地 前面の空地と一体的に道路状に整備されていること。
 - (4) 建築物の構造が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 地階を除く階数は2以下であること。
 - イ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - (5) 建築物の建蔽率は、法第53条第1項又は第2項の規定に適合するものであること。
 - (6) 建築物の用途は次のいずれかとすること。

ア 一戸建ての住宅

- イ 建て替えの場合において、従前の建築物と同一用途で、次の条件を満たすもの
 - (7) 延べ面積が100 ㎡以下で、かつ、従前の建築物の延べ面積以下であるもの
 - (4) 法第43条第3項の規定に基づく条例の対象にならないもの
 - (ウ) 共同住宅又は長屋にあっては、従前の住戸数以下、寄宿舎又は下宿にあっては、従前 の住室数以下であること
 - (I) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 0.5m以上確保 されていること
- (7) 空地と敷地との境界線から2.7m (建築主事が基準時前に別に定めている場合にあっては、その距離)外側の線までの土地を法の道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

建築審査会個別提案基準3-5適用の考え方について

基準時に存在する路線型の道に接する敷地に建築物を建築する際の個別提案基準です。路線型の道とは、一般通行の用に供する道のことをいいます。本基準は、原則として、建築主事が基準時前に空地の幅員を4m未満として確認済証を交付した建築物の敷地に建築する場合に適用します。その他、空地沿いの平均的な敷地規模や周囲の状況を踏まえて、道路判定委員会(P.15)で適用の可否を判断します。(本基準3-5の適用が認められない場合には、空地の幅員に応じて包括同意基準3-3又は個別同意基準3-4の適用についてご検討ください。)

【解説】

用語や空地等の取り方については、「1 (5) 建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方」(P.13~15) をご参照ください。

(1)について

「土地の状況により基準時の道の拡幅が極めて困難と認めたとき」とは、原則として、建築主事が基準時より前に空地の幅員を $4 \, \text{m}$ 未満として確認済証を交付した建築物の敷地に建築する場合をいいます。その他、空地沿いの平均的な敷地規模や周囲の状況を踏まえて、道路判定委員会 (P.15) が本基準 3-5 の適用を認める場合もあります。

(2)について

- ・「敷地から法の道路までの距離」は、基準時の道の中心を計測します。(P. 20 参考図8を参照)
- ・公的機関が管理する道(公道など)や既に関係権利者からの誓約書が提出されている空地等で、当該道の幅員が将来にわたり0.9m以上確保される場合に限ります。

(3)ウについて

基準時の道の中心から水平距離2mまでの部分を敷地前面の空地と一体的に道路状に整備することは、個別提案基準3-4と同じですが、後退部分(基準時の道の中心から水平距離1.35mまでの部分)以外の部分は敷地面積に算入することができます。 (P.33 参考図11を参照) ただし、前面道路幅員は2.7mとみなして建築基準関係規定が適用されます。

(5)について

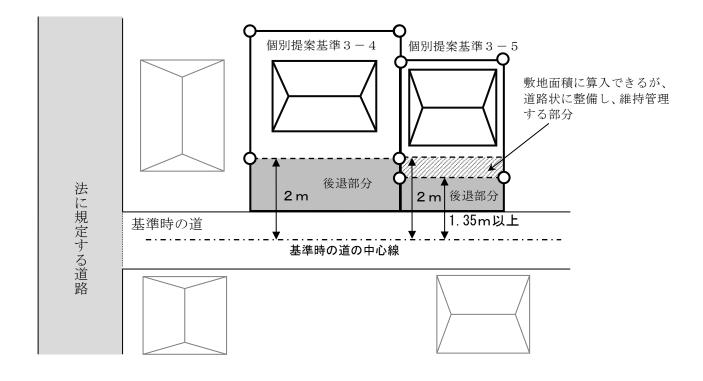
許可の条件として耐火建築物又は準耐火建築物とする場合は、空地の幅員が 1.8m未満である等、敷地が法の道路に接している場合に接している場合に比べて、交通上、安全上、防火上

及び衛生上不利になることから、法第53条第3項以降の規定による建蔽率の緩和は認めていません。

(6)イについて

従前の建築物と同一用途(一戸建ての住宅以外)で建て替える場合には、3-5(6)イ(r)~(x)の条件のほか、空地の要件として「空地の幅員が1.5m以上1.8m未満」であること(3-5(1)ア)が必要になります。

参考図11 空地等の取り方について〔個別提案基準3-5の場合〕



第3章 認定基準

本認定基準は、特定行政庁である横浜市が建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定をするにあたり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物の基準を定めたものです。このため、認定を受けるためには、省令で定める要件のほか、本認定基準に適合していることが必要になります。認定基準は次の表 9 に掲げるものになります。

| 表9:認定 | 表 9 : 認定基準一覧 | | | | | |
|---------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 1 | 公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築する建築物 | | | | | |
| P. 35参照 | P.7 表6 第1号に該当 | | | | | |
| 2 | 平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築す | | | | | |
| P. 37参照 | る建築物 P.7 表6 第2号に該当 | | | | | |

(1) 認定基準 1

【公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築する建築物】

- 1 建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築物は、その敷地が幅員4m以上の建築基準法施行規則第10条の3第1項第1号の規定による道に2m以上接する建築物のうち、同条第3項に定める基準に適合するものであるほか、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとして次の各号に掲げる基準に適合すること。
- (1) 次のアから工までのいずれかに該当する道で、建築基準法(以下「法」という。)第42条に規定する道路から敷地までの幅員が4m以上のものに2m以上接する敷地に建築する建築物であること。ただし、工にあっては、平成11年5月1日(以下「基準時」という。)において現に存する建築物の敷地に建築するものに限る。
 - ア 国、県、市その他これらに準ずる公的機関が管理する道で、当該道の使用等について 支障がない旨の当該道の管理者との協議等が終了しているもの
 - イ 建築基準法施行令第144条の4及び横浜市建築基準条例第56条の3の規定に適合する道で、建築基準法施行規則第9条の規定に基づく道路の位置の指定の申請が受理されたもの
 - ウ 道路変更申請書が道路管理者に受理された道
 - エ 基準時において現に存する都市計画法第8条第1項第9号の規定による臨港地区内の 道で、将来にわたり維持、管理する旨の関係権利者の誓約書が提出されているもの
- (2) 道を法第42条第1項に規定する道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用については、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

表 10: 省令抜粋

【再掲】省令第10条の3 (平成30年6月25日公布 同年9月25日施行)

法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
- 二略
- 2 略
- 3 法第 43 条第 2 項第 1 号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延 べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)が 200 ㎡ 以内の一戸建ての住宅であることとする。
- 4 略

認定基準1適用の考え方について

公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築物を建築する際の認定基準です。 なお、認定基準とは別に省令第10条の3第3項の規定により、**認定に係る建築物は、延べ面積が2** 00m以内の一戸建ての住宅とする必要があります。

【解説】

用語については、(5)建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方(P.13~15)をご参照ください。

(1)本文について

法第42条に規定する道路から敷地までの道の有効幅員が4m以上あることが必要です。

(1)エについて

(1)エの適用を受ける場合の誓約書は、P.57 様式4となります。

(2) 認定基準 2

【平成11年5月1日において現に存在する路線型の道に接する敷地に建築する建築物】

- 2 建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築物は、その敷地が幅員4m以上の建築基準 法施行規則第10条の3第1項第2号及び第2項おいて準用する建築基準法施行令第144条の4第 2項に規定する基準に適合する道に2m以上接する建築物のうち、同条第3項に定める基準に 適合するものであるほか、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め るものとして次の各号に掲げる基準に適合すること。
- (1) 平成11年5月1日(以下「基準時」という。)前において確認済証の交付がされた建築物の敷地、又は基準時において現に存する建築物の敷地に2m以上接する建築基準法(以下「法」という。)第42条第1項に規定する道路を築造することが極めて困難な場合において、次に掲げる要件に該当する道に2m以上接する敷地に建築する建築物であること。
 - ア 敷地から法第42条に規定する道路(以下「法の道路」という。) までの道の幅員が4m 以上で道路状に整備され、一般通行の用に供されていること。
 - イ 基準時において現に存する路線型の道が、道路状に整備されていること。
 - ウ 道には雨水排水を適切に処理できる施設が設けられていること。
 - エ 道と敷地との境界線が境界杭等で明示され、その位置に縁石等が設置されていること。
- (2) 建築物の敷地が次の要件に該当する建築物であること。
 - ア 基準時において現に存する建築物の敷地、基準時前において確認済証の交付がされた建築物の敷地又は基準時以降に法第43条第2項第1号の規定による認定通知書若しくは同項第2号の規定による許可通知書が交付された建築物の敷地とおおむね同一の敷地であること。ただし、次に掲げる要件に該当する場合にあっては、この限りでない。
 - (7) 基準時において現に存する建築物の敷地の一部を一の敷地とし、他の部分を将来にわたり建築物の敷地として使用しない場合、又は基準時において現に法第43条第1項の規定を満たさない建築物が3棟以上建ち並んでいる道に敷地が2m以上接する場合
 - (イ) 敷地面積が100㎡ (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、 都市計画で定められた敷地面積の最低限度)以上の場合 (ただし、基準時において現に 存する所有権その他の権利に基づく土地の全部を一の敷地として使用する場合を除 く。)
 - イ 路地状部分を有する敷地にあっては、建築物の主要な出入口から道に通ずる幅員1.8m以上の敷地内通路が設けられ、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が0.5m以上確保されていること(基準時において現に存する建築物の敷地又は基準時前において確認済証の交付がされた建築物の敷地とおおむね同一の敷地を除く。)。
- (3) 地階を除く階数は3以下であること。
- (4) 道を法の道路とみなし、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(法第43条第1項及び 第3項の規定に基づく横浜市建築基準条例並びに横浜市建築基準法施行細則第13条の適用につ いては、道路とみなさない。)に適合する建築物であること。

表11:省令抜粋

【再掲】第10条の3

法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一略
- 二 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第 43 条第 2 項第 1 号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)が 200 ㎡以内の一戸建ての住宅であることとする。
- 4 略

第10条の4の2 略

2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の申請をしようとする場合(当該認定に係る道が第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合する場合を除く。)においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第 1 項第 2 号及び同条 2 項において準用する令第 144条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。

3 • 4 略

認定基準2適用の考え方について

基準時に存在する路線型の道に接する敷地に建築物を建築する際の認定基準です。路線型の道とは、 一般通行の用に供する道(専用型の通路を除く。)をいいます。

認定基準とは別に、省令第10条の3第1項第2号の規定により、**認定にかかる敷地が接する道は位置指定道路の基準(P.39表12)を満たしている必要があり、**また、同条第3項の規定により、**認定に係る建築物は延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅とする必要があります。**

また、省令第10条の4の2第2項の規定により、**認定の申請にあたっては、道となる部分の土地の**所有者、当該土地について権利を有する者及び当該道を位置指定道路の基準に適合するよう管理する者の承諾書(P.59 様式5)の提出が必要になります。

【解説】

用語については、「第2章1(5)建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準に共通する適用の考え方」(P.13~15)及び「第2章1(6)建築審査会包括同意基準3-3」の解説(P.18~21)をご参照ください。

(1)イについて

「基準時において現に存する路線型の道」とは、建築審査会包括同意基準3-3以降の許可基準における「基準時の道」(P.13参照)と同義です。

表12:位置指定道路の基準 抜粋

令第144条の4

法第42条第1項第5号の規定により、政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が法の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。
 - イ 延長(既存の幅員 6 m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の 道路に接続する部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が 35m以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続して いる場合
 - ハ 延長が 35mを超える場合で、終端及び区間 35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に 適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が6m以上の場合
 - ホ イからニに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。)は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 · 3 略

昭和45年12月28日建設省告示第1837号

建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 144 条の4 第 1 項第 1 号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2mを超える区域内において、小型四輪自動車(道路運送車両 法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをい う。次号において同じ。)のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが展開転回できる形状のものであること

[※]位置指定道路の基準について、延長の考え方等については「横浜市道路位置指定申請の手引」をあ わせてご参照ください。

第4章 許可・認定申請の手続

1 許可・認定手続の流れについて

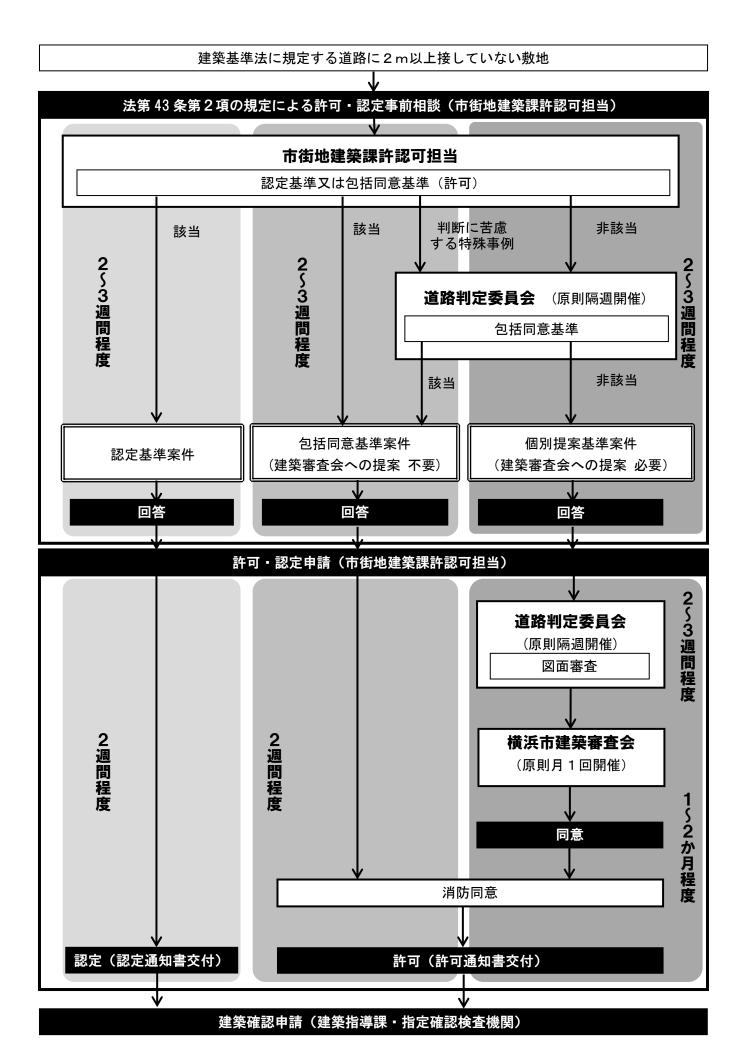
手続の流れはおおむね次のとおりとなります。

建築計画の際には、必ず建築局市街地建築課許認可担当へ事前相談をお願いします。

| | 表13: 建築基準法第43条第2項の規定による許可・認定手続の流れ | | | | | | | | |
|--------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | 項目 | 注 意 事 項 | | | | | | | |
| 申請者 | 建築計画 | ・法の道路を築造できる可能性の検討(道路位置指定、幅員4m公道移管など) ・建築基準法、横浜市建築基準条例、建築基準関係規定のチェック | | | | | | | |
| | 事前相談票 | ・P. 62の事前相談票を参照してください。 | | | | | | | |
| | 各課調整 | ・必要に応じて道を管理している関係課と協議してください。 | | | | | | | |
| | 道路判定 | ・原則隔週開催(詳細の日程は担当者に確認してください。) | | | | | | | |
| | 委員会 | 必要書類/道路判定委員会の2週間前までに市街地建築課許認可担当に提出してく | | | | | | | |
| | | ださい。(詳細は担当者と調整してください。) | | | | | | | |
| | 各課調整など | ・道路判定委員会(P. 15)での指摘事項等の調整が必要です。 | | | | | | | |
| | 関係法令等の | ・許可・認定申請までに関連手続(関係機関との協議等)を終了させておくことが必要 | | | | | | | |
| | 諸手続 | です。 | | | | | | | |
| 市街 | | ・必要に応じて近隣関係者への説明・調整を行ってください。 | | | | | | | |
| 抴 | 許可·認定申 | ・許可申請書正副(第43号様式)(P. 63) 又は認定申請書正副(第48号様式)(P. 69) | | | | | | | |
| 建築課 | 請 | ・添付書類/P.44 表14(許可) 又は P.45 表15(認定) を参照してください。 | | | | | | | |
| 課許認 | | • 申 請 先/市街地建築課許認可担当 | | | | | | | |
| 認可 | | ・手 数 料/許可の申請 33,000円 | | | | | | | |
| 担当 | 7-12 feets - 1-2 - | 認定の申請 27,000円 | | | | | | | |
| | 建築審査会※ | ・原則月1回開催 | | | | | | | |
| | | ・許可申請時期/道路判定委員会図面審査の2日前までに申請してください。 | | | | | | | |
| | | ・提出図書/ 建築審査会の1週間前まで に建築審査会用図書(完成図書)21部を提出 | | | | | | | |
| | | (完成図書は、建築審査会の約2週間前に開催される道路判定委員会(P. 15)で内容を | | | | | | | |
| | TH H 南/共元 | チェックします。事前に担当者と図書作成について協議してください。) | | | | | | | |
| | 現場整備確認 | ・空地の道路状整備を要するものは、擁壁、塀、門扉等の構造物の撤去も含め、 | | | | | | | |
| | | 許可通知書又は認定通知書交付前までに整備することが必要です。 | | | | | | | |
| | 許可通知書 | ・事務処理(消防同意・決裁)の後、許可通知書(第45号様式)又は認定通知書(第 | | | | | | | |
| | 認定通知書 | 49号様式)を交付します。 | | | | | | | |
| 建指 | 建築確認申請 | ・許可通知書又は認定通知書(許可・認定申請書副本含む。)を確認申請書(副)に添付し、許可通知書又は認定通知書の写しを確認申請書(正)に添付します。 | | | | | | | |
| 築 定指 確 | , | 一 し、計り通知者又は認足通知者の与しを確認申請者(正)に称りしより。 ※本許可・認定以外に条例に基づく許可等が必要な場合には、建築確認申請前に別途 | | | | | | | |
| 導 認 | | が不正的・心足の外に未例に塞りて計り等が必要な物面には、建業確認申請削に別と 許可等の手続が必要です。 | | | | | | | |
| 課 検査 | 確認溶証が付 | ・工事着工 | | | | | | | |
| 機 | FEBU.17 BEZZ11 | ・特定工程完了前に中間検査 | | | | | | | |
| | 工事完了 | ・工事完了前に完了検査 | | | | | | | |

※許可に係る建築物で「建築審査会包括同意基準」に該当するものは、建築審査会への提案手続を省略できます。この場合、申請図書に訂正等がなければ許可申請からおおむね2週間程度で許可になります。

認定に係る建築物は、建築審査会への附議はありません。申請図書に訂正等がなければ認定申請からおおむね2週間程度で認定になります。



2 申請書類について

(1) 事前相談

ア 事前相談(道路判定委員会)

建築基準法第 43 条許可・認定事前相談票 (P. 62) に必要資料を添付して提出してください。 これにより許可・認定適用の可否を検討します。

なお、必要に応じて道路判定委員会に提案することがあります。

※建築審査会に提案し、個別に同意を得る案件は全て道路判定委員会への提案が必要です。

イ 相談者への回答

許可・認定適用の可否を回答します。その際、次のような条件を提示します。

■条件の例

包括同意基準 1 : 広場等の管理者との協議等

2 : 道の管理者との協議・関係権利者からの誓約書の提出等

3-2:制限解除等の場合は誓約書の提出等

3-3・3-3の2:空地に関する関係権利者からの誓約書の提出及び建築計画に関する基準

等

認定基準 1 : 道の管理者との協議・関係権利者からの誓約書の提出等

認定基準 2 : 道に関する関係権利者からの承諾書の提出及び建築計画に関する基準

等

包括同意基準や認定基準には該当しないものの、道路判定委員会において建築審査会に 個別に提案することができると判断された場合については、同委員会からの条件(空地、建 築計画、その他)を提示します。

※上記いずれの場合であっても、接道に関する条例に基づく許可が必要な場合には、法第43 条第2項許可・認定の事前相談とあわせてご相談ください。

(2)許可申請

許可申請書正副 (第 43 号様式) には、表 14 に示す資料の添付が必要になります。また、許可通知書の交付前までに現場整備の確認が条件となります。手数料として 33,000 円が必要です。

■現場整備の確認のポイント

包括同意基準 2 : 道の存在を確認(不要の場合あり)

3-2:予定道路の位置が確保され、荒造成が完了していることを確認

3-3等※2:空地の整備(既存建築物の位置によっては最低限支障物件の撤去)

| 表 14:許可申請(本申請)時に必要な書類(正副) | | | | | | |
|---------------------------|---------------------|-------------------|---|----------|----------|---|
| | 包括同意基準 · 個別提案基準 | 1 | 2 | 3-2 | 3-3 等**2 | |
| 許可申請書 | | • | • | • | • | |
| 委任状 | | | • | • | • | • |
| 公図*1 | | | | | | |
| (原則3か月以 | 内、敷地を青・空地等を赤で | 囲む、正は原 | • | • | (コピー可) | • |
| 本) | | | | | (=2 -1) | |
| 全部事項証明書 | (土地登記簿謄本) *1 | | | | | |
| (原則3か月以 | 内、正は原本) | | | | | |
| 誓約書 (正は原本 | ₹) | | | 1 | • | • |
| 印鑑登録証明書 | (原則3か月以内、正は原本 | :) | | ▲1 | • | • |
| 案内図 | | | • | • | • | • |
| 周辺現況図 | | | • | • | • | • |
| 配置図(敷地を | 青・空地等を赤で囲む) | | • | • | • | • |
| 敷地•建物求積図 |] | 建築確認申請 | • | • | • | • |
| 平面図 | | 図書に準じる | • | • | • | • |
| 立面図 | | | • | • | • | • |
| 現場写真 | | | • | • | • | • |
| 関係機関手続き | 写し又は協議済報告 | | • | ▲2 | | |
| 開発行為の許可 | 通知書の写し、開発行為施行図 | 区域内における建 | | | | |
| 築物等の制限解 | 除通知書の写し及び土地利用 | | | | | |
| | 関係機関手続き写し又は協調 | 養済報告 | | | • | • |
| | 道路台帳平面図(よこはま) | 建築情報センタ | | | | |
| その他必要に | <u>-)</u> | | | | | |
| 応じて | 道路台帳区域線図(よこはま建築情報セン | | | | | |
| | ター) 又は道水路等境界明示 | ₹図•復元図 (各土 | • | | | • |
| | 木事務所) | | | | | |
| | その他 | | • | • | • | • |

- ※1 法務局出張所で取得したものに限ります。具体的には事前に担当者にご相談ください。
- ※2 包括同意基準3-3の2、個別提案基準3-4、3-4の2、3-5なども該当。
- ▲ 道の管理、所有、形態により、1又は2のいずれかが必要となります。

(3)認定申請

認定申請書正副 (第 48 号様式) には、表 15 に示す資料の添付が必要になります。また、認 定通知書の交付前までに現場整備の確認が条件となります。手数料として 27,000 円が必要で す。

■現場整備の確認のポイント

認定基準 1 : 道の存在を確認 (不要の場合あり)

2 : 道の整備 (既存建築物の位置によっては支障物件の撤去)

| 表 15: 認定申請(本申請)時に必要な書類(正副) | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|----------------|------------|---|--|
| | 1 | 2 | | | |
| 認定申請書 | | | • | • | |
| 委任状 | | | • | • | |
| 公図*1 | | | | | |
| (原則3か月以 | 内、敷地を青・道を赤で囲む | 、正は原本) | | | |
| 全部事項証明書 | (土地登記簿謄本) *1 | | | | |
| (原則3か月以 | 内、正は原本) | | • | | |
| 承諾書(正は原 | 本) | | | • | |
| 誓約書(正は原本 | <u>z)</u> | | ▲ 1 | | |
| 印鑑登録証明書 | (原則3か月以内、正は原本 | :) | ▲ 1 | • | |
| 案内図 | | • | • | | |
| 周辺現況図 | • | • | | | |
| 認定にかかる道の | 至るまでのもの) | • | • | | |
| 配置図(敷地を | 青・道を赤で囲む) | | • | • | |
| 敷地•建物求積図 | | 建築確認申請図書に準じる - | • | • | |
| 平面図 | | | • | • | |
| 立面図 | | | • | • | |
| 現場写真 | | | • | • | |
| 関係機関手続き | ▲2 | | | | |
| 関係機関手続き写し又は協議済報告 | | | | • | |
| | 道路台帳平面図(よこはま) | 建築情報センター) | | • | |
| その他必要に | 道路台帳区域線図(よこはま建築情報センター) 又は道 | | | | |
| 応じて | 水路等境界明示図・復元図(各土木事務所) | | | • | |
| | その他 | | • | • | |

- ※1 法務局出張所で取得したものに限ります。具体的には事前に担当者にご相談ください。
- ▲ 道の管理、所有、形態により、1又は2のいずれかが必要となります。

(4)変更と軽微な変更

ア 名義変更

名義変更は横浜市建築基準法施行細則第 15 条による名義変更届 (P. 77 第 12 号様式) により行います。ただし、申請者が変更される場合で誓約書又は承諾書の添付が許可・認定条件の場合は、最新の公図及び土地登記事項証明書、新たな申請者の誓約書又は承諾書 (印鑑登録証明書添付) が必要です。なお、設計者が変更した場合は、原則として再度許可・認定申請が必要です。

イ 計画変更

建築確認手続上、軽微な変更の対象となる変更は、計画変更承認申請書(正)及び計画変更承認通知書(副)(P.75・76)により処理します。それ以外については、原則として取下届(P.78 第13号様式)を提出の上、再度許可・認定申請手続が必要です。

3 空地に関する権利者の誓約書について【※許可申請の場合】

法第43条第2項第2号の許可にあたっては、交通上、安全上、防火上及び衛生上の観点から、空地の担保性が非常に重要です。

このため、包括同意基準1以外は、原則、道路状空地の維持及び管理について、関係権利者からの誓約書の提出が条件となります。

特に、本許可制度における許可を必要としない接道規定を満たしている建築物の敷地(以下「空地の入口敷地等」という。)の所有者が空地の一部を所有している場合には、その部分は将来にわたって空地として担保されているとはいえません。したがって、許可の適用にあたっては空地の入口敷地等の所有者からの空地部分の土地の誓約書が非常に重要になります。

(1)誓約書について

空地の担保性は原則、関係権利者(空地や敷地の土地所有者、家屋所有者(申請者)等をいいます。)からの道路状空地の維持及び管理についての誓約書(実印の押印及び印鑑登録証明書添付)によって確認を行います。ただし、当該誓約書が提出されていることと同様に空地としての担保性が高いと判断できる次のいずれかの場合については報告書の提出等とすることが出来ます。

- ※包括同意基準3-3において、「敷地分割・新規土地利用をする場合」、「地階を除く階数が3階以上の建築物を建築する場合」又は「長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物でその用途に供する床面積の合計が100㎡を超えるものを建築する場合」(以下「敷地分割する場合等」といいます。)は、後述の②、③に該当する場合であっても全ての関係権利者からの誓約書の提出が必須となりますのでご注意ください。
- ① 空地を公的機関が管理する場合(参考図に示す公道型の場合)
- ② 所有状況により道路状に維持管理される担保性が高い場合(参考図に示す飛地所有型、 共有型の場合)で、誓約書の提出が困難な空地の部分についての関係権利者への説明経 過の報告書(記載例 P.61)が提出されている場合
- ③ ①、②のいずれにも該当しない場合で、空地に縁石等が既に設置されている等、道路の 形態が明確であり、特定行政庁が道路状に維持管理される担保性が高いと認めた場合
- ③を適用する基準は、包括同意基準3-3・3-3の2、個別提案基準3-4・3-4の2・3-5に限ります。また、その適用については、道路判定委員会において個別に審議されます。 なお、審議にあたり、以下に例示する内容等について報告書の提出が必要になります。

【報告内容の例】

- ・関係権利者への説明経過
- ・これまでの空地の維持管理の状況
- ・その他特定行政庁が必要と認める事項 等

| | 公道型 | 飛地所有型 | 共有型 | 中心線所有型 | 片側所有型 | 専通所有型 (第三者所有含む) |
|--|--|---|-----------|---|---|--|
| 2階建の戸 建住宅等小 規模な建築 物に建て替 える場合 | ①誓約書は不 要です。ただ し、公道以外 の場合は、関 係機関との協 議議事録等の 提出が必った なる場合があ | す。ただ 公道以外 合は、関 :関との協 事録等の が必要に | | ただし、①、 合で、空地に 等、道の形態 道路状に維持 めた場合にな ん。また、その 員会において 審議にあたり | 縁石等が既に 就明確であり、 管理される担保 ついてはこの限 の適用について 個別に審議され | も該当しない場 受置されて政庁が 特定行政に高いとと とりでありませ は、道路判定おいませ は、す。内容等 |
| 敷地分割す る場合等 | ります。 | 許可の要件として誓約書 が必要です。 | | 許可の要件 | として誓約書か | 『必要です。 |
| 模式図 | 公 道 等 | | 全 宅 地 共 有 | | | |

参考図(※上模式図のパターンは所有の別を表します。)

(2)誓約書の様式について

誓約書の様式については次のとおりです。

様式1 (P.51):包括同意基準3-3、個別提案基準3-4、個別提案基準3-5用

様式2 (P.53):包括同意基準3-3の2、個別提案基準3-4の2用

様式3 (P.55):包括同意基準3-2用

(3) 空地の入口敷地等の緩和について

空地の入口敷地等の土地及び建築物所有者等による次の表のいずれかの内容の誓約書が提出された場合、空地の入口敷地等で建築を計画する際に、同表の〇のついた項目で緩和措置が受けられます。空地の入口敷地等では、本許可制度による許可手続は不要です。

| | 誓約書の内容 | | 後退により | 生じる空地に | に関する緩和 | 口の対象 |
|--------|--------|------|-----------|-------------|-------------------|------------|
| 後退の実施 | 後退部分 | 敷地面積 | 建蔽率 ※1 | 北側斜線 ※ 2 | 採 光 ※ 1 | 窓先空地 ※1 |
| 中心2m又は | 道路状整備 | 不算入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 片寄せ4m後 | | 算入 | 0 | × | × | × |
| 退 | 空地を確保 | 算入 | × | × | × | × |
| 現道幅員維持 | _ | _ | × | × | × | × |

- ※1 横浜市建築基準法取扱基準集第5章5-3「建蔽率の緩和」を参照。
- ※2 横浜市建築基準法取扱基準集第5章5-10「『道路、水面、線路敷その他これらに類する もの(広場及び公園を除く。)』の取扱い」を参照。
- なお、空地の反対側の境界線までの土地を法の道路とみなして道路斜線制限を適用します。 また、法第42条第2項に規定する道路と交わる角敷地の場合には、底辺2m以上の隅切りも必要 となります。

4 道に関する権利者の承諾書について【※認定申請の場合】

法第43条第2項第1号の認定にあたっては、交通上、安全上、防火上及び衛生上の観点から、道 の担保性が非常に重要です。

このため、認定基準2の適用については、省令により、「①道の敷地となる土地の所有者」、「② その土地について権利を有する者」及び「③当該道を道路位置指定の基準に適合するよう管理する 者(以下「管理者」といいます。)」の承諾書の提出が必要になります。

許可の際に必要となる「誓約書」とは異なりますのでご注意ください。

(※認定基準 1(1)エの適用を受ける際の誓約書は、「誓約書(様式4)」となります。)

(1) 承諾書の提出が必要な関係権利者について

承諾が必要な関係権利者は、道の敷地となる土地の所有権、地上権、賃借権、抵当権等、不動産登記法第3条に掲げる権利を有する者及び当該権利に関する同法第105条の規定に基づく仮登記の登記権利者等をいい、当該権利者の確認は、土地登記事項証明書の甲区(所有権)及び乙区(所有権以外の権利)の記載事項により行います。なお、根抵当権は抵当権に含まれます(民法第398条の2第1項及び第2項)。

関係権利者が制限行為能力者である場合には、法定代理人、保佐人又は補助人の同意若しくは後見人の代理行為による承諾が必要となります。法定代理人、保佐人、補助人及び後見人の確認は、戸籍全部事項証明書等により行います。

(2) 管理者について

道の所有者は管理者を兼ねるものとします。管理の委託等により、道の所有者の他にも管理者がいる場合には、当該管理者の承諾書の提出も必要となります。

(3) 承諾書の取り方について

道の形態によらず、道の敷地となる土地すべてについて承諾書の提出が必要となります。 なお、承諾書の様式についてはP.59 様式5になります。

(4) 道の入口敷地等の緩和について

道の入口敷地等の土地及び建築物所有者等による次の表の内容の承諾書が提出された場合、道の 入口敷地等で建築を計画する際に、同表の〇のついた項目で緩和措置が受けられます。道の入口敷 地等では、本認定制度による認定手続は不要です。

| | 承諾書の内容 | | 後退に』 | こり生じる道 | に関する緩和 | 和の対象 |
|------------------|--------|------|-----------|-------------|-------------------|------------|
| 後退の実施 | 後退部分 | 敷地面積 | 建蔽率 ※1 | 北側斜線 ※ 2 | 採 光 ※ 1 | 窓先空地 ※1 |
| 中心2m又は 片寄せ4m後 | 道路状整備 | 不算入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 退 | 坦路扒金洲 | 算入 | 0 | × | × | × |

- ※1 横浜市建築基準法取扱基準集第5章5-3「建蔽率の緩和」を参照。
- ※2 横浜市建築基準法取扱基準集第5章5-10「『道路、水面、線路敷その他これらに類する もの(広場及び公園を除く。)』の取扱い」を参照。
- なお、空地の反対側の境界線までの土地を法の道路とみなして道路斜線制限を適用します。

また、法第42条第2項に規定する道路と交わる角敷地の場合には、底辺2m以上の隅切りも必要となります。

誓約書

| | 提出先) 浜 市 長 |
|---|--|
| | 区に存在する空地に関連して、次の事項について 約いたします。 |
| | 記 |
| (| 敷地及び家屋所有者にあっては、上記の基準時の道のから水平距離n の部分、又は空地幅員mからm部分を、将来にわたり道路状に維持、管理する こと |
| | 空地の所有者にあっては、上記の空地の幅員mからmの部分を将来にわたり 道路状に維持、管理すること |
| 3 | 道路状部分については、舗装にて路面整備すること |
| 4 | 許可申請地においては、将来にわたり許可基準に従って敷地及び建築物を維持、管理すること |
| | 今後、当該空地を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力すること |
| | 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承する こと |

| | 関係権利者(土地所有者等) | | | | | | |
|----------------|---------------|------------|-----|-----|-----|--|--|
| 空地、敷地、 家屋の別 | 地番 | 共有持 分割合 | 氏 名 | 現住所 | 実 印 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

記載例1 (包括同意基準3-3等の誓約書)

誓約書



(提出先)

横浜市長

□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。 後退の基準となるところ(中心、反対 側、申請地側等を記入)を記入。 空地の地番を記入。空地に地番が ない場合は、申請地の地番を記入 記 し「〇〇〇地先」と記入。 後退が生じる場合記入。 1 敷地及び家屋所有者にあっては、上記の基準時の道の 中 心 から水平距離 ○.○○ m の部分、又は空地幅員 ○.○○ mから ○.○○ m部分を、将来にわたり道路状に維持、管理する こと 後退を必要としない場合記入。 2 空地の所有者にあっては、上記の空地の幅員 ○.○○ mから ○.○○ mの部分を将来にわた り道路状に維持、管理すること 空地の幅員(後退前の幅員)を記入。

- 3 道路状部分については、<u>アスファルト</u>舗装にて路面整備すること
- 舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。
 4 許可申請地においては、将来にわたり計中基準に使って叙地及の建築物を維持、管理すること
- 5 今後、当該空地を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力すること
- 6 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承する

| | こと | | | _ | | 原則として、登記簿の内容に合わせる。 | \supset | |
|---------|---|---|---|---------------------|---------------------|--------------------|-----------|---|
| | — · - · · · · · · · · · · · · · · · · · | 所有権が共有である場 記入。共有でない場合 | | ₹ <u></u> | | | | |
| C (000) | O'ZELA. | | 関係 | 権利者 | (土地所有 | (者等) | | |
| | 空地、敷地、 | 地番 | 共有持 | 氏 | 名 | 現住所 | 実 | 印 |
| | 家屋の別 | | 分割合 | | | | <u> </u> | |
| | rito l.la | | 0 / 0 | | | ××市▲▲区○○二丁目 | | |
| | 空地 | 000-00 | 2/3 | | | 00-00 | | |
| | | |))))))))))))))))))))))))))))))))))))))) | $\nabla\nabla$ | | ××市▲▲区○○二丁目 | | |
| | 空地 | 000-00 | | | $\nabla\nabla$ | 00-00 | | |
| | 敷地 | $\triangle \triangle \triangle - \triangle \triangle$ | | $\Diamond \Diamond$ | $\Diamond \Diamond$ | ◎◎市◇◇区△△町○○-○ | | |
| | A/C = | | | V V | V V | | | |
| | 家屋 | ^ ^ ^ ^ | | ** | * * | | | |
| 14 | . (申請者) | $\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle$ | | ** | | ◎◎市◇◇区□□町○○-○ | | |
| | | 空地、申請地の全ての地番を記入。 | | | | =73 | | |
| | 家屋について | ては申請者が誓約する T | • | | 申請者の氏名を | ēCA. | | |
| | | 1 | | _ | | | 1 | |

| († | 是出 | 先) |) |
|----|----|----|---|
| 横 | 浜 | 市 | 長 |

こと

| 誓 》 | 区 りいたします。 | に存在する空地に関連して、次の事項について |
|------------|--------------------|---|
| | | 記 |
| | 当該幅員mの空地を_ けること | 舗装の状態で、将来にわたり道路状に維持、管理 |
| 2 | | _mかつ奥行mの終端整備敷を確保し、当該部分を たにわたり道路状に維持、管理すること |
| 3 | 将来にわたり許可基準に従って、 | 敷地及び建築物を維持、管理すること |
| 4 | 敷地又は建築物及び空地部分を飼 | 第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承する |

| 関係権利者(土地所有者等) | | | | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|-----|---|---|
| 空地、敷地、 家屋の別 | 地 | 番 | 氏 | 名 | 現 | 住 所 | 実 | 印 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

記載例2(包括同意基準3-3の2等の誓約書)

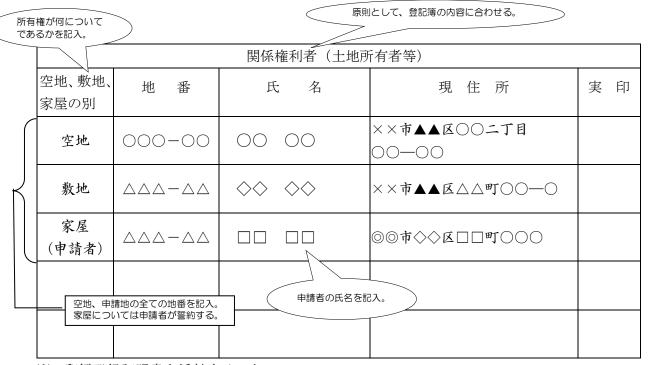
誓約書



(提出先) 横浜市長

| | | <u>X</u> | $\triangle\triangle\bigcirc$ \Box | 000-0 | OC | _に存在する空地に関連して、 | 次の事項について |
|-----|-------|----------|-------------------------------------|--------|----|----------------|----------|
| 誓約し | いたします | 0 | | | | | |
| | (| | 空地の地番を記入。ない場合は、申請地し「〇〇〇地先」と | の地番を記入 | 記 | | |

- 3 将来にわたり許可基準に従って、敷地及び建築物を維持、管理すること
- 4 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承すること



誓約書

年 月 日

(提出先) 横浜市長

| このたび、 | 横浜市 | <u> </u> | に建築物を建築するにあたり |
|--------|-----------|----------------|----------------|
| 次の事項につ | ついて関係権利者の | の同意をもって誓約いたします | - - |

記

建築審査会包括同意基準3-2 (1) ア又はウに規定する、開発予定道路又は位置指定予定道路の築造完了まで当該建築物を使用しない、かつ、使用させないこと

| 関係権利者(開発許可等申請者) | | | |
|-----------------|-----|-----|--|
| 現住所 | 氏 名 | 実 印 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

[※] 印鑑登録証明書を添付すること。

記載例3(包括同意基準3-2の誓約書)

誓約した日を記入。

〇年○月○日

(提出先) 横浜市長

| | _ ば「〇〇番外〇筆 | 」と記入。 | | |
|------------|------------|----------------------|--------|----------------|
| | | | | |
| このたび、横浜市_ | | $\triangle\triangle$ | 000-00 | に建築物を建築するにあたり、 |
| 次の事項について関係 | 権利者の同意 | をもって誓約し | いたします。 | |

申請地の地番を記入。筆が多けれ

誓約書

記

建築審査会包括同意基準3-2(1)ア又はウに規定する、開発予定道路又は位置指定予定道路 の築造完了まで当該建築物を使用しない、かつ、使用させないこと

> 開発許可申請者、 宅地造成工事許可申請者、 道路位置指定申請者を記入。

| 関係権利者 (開発許可等申請者) | | | | | |
|--------------------|-------------------------|-----|--|--|--|
| 現住所 | 氏 名 | 実 印 | | | |
| △△△市□□□区××○丁目○○─○○ | 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

誓約書

年 日 日

| (提出先) 横浜市長 |
|---|
| に存在する道に関連して、次の事項について誓 約いたします。 |
| 記 |
| 1 敷地及び家屋所有者にあっては、上記の道の幅員mからm部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること |
| 2 道の所有者にあっては、上記の道の幅員mからmの部分を将来にわたり道路 状に維持、管理すること |
| 3 道については、舗装にて路面整備すること |
| 4 認定申請地においては、将来にわたり認定基準に従って敷地及び建築物を維持、管理すること |
| 5 今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力すること |
| 6 敷地又は建築物及び道の部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承すること |

| 関係権利者(土地所有者等) | | | | | | |
|---------------|-----|------------|-----|-----|-----|--|
| 道、敷地、 家屋の別 | 地 番 | 共有持 分割合 | 氏 名 | 現住所 | 実 印 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

記載例4 (認定基準1(1)エの場合の誓約書)

「〇〇〇地先」と記入。

誓約書



道の幅員を記入。

(提出先)

横浜市長

□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。

□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。
□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。
□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。
□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。
□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。
□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。
□□ 区 △△○丁目 ○○○一○○ に存在する空地に関連して、次の事項について誓約 いたします。

1 敷地及び家屋所有者にあっては、上記の道の幅員 \bigcirc . \bigcirc mから \bigcirc . \bigcirc m部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること

2 道の所有者にあっては、上記の道の幅員 ○.○○ mから ○.○○ mの部分を将来にわたり道 路状に維持、管理すること道の幅員を記入。

- 3 道については、<u>アスファルト</u>舗装にて路面整備すること
- 舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。 4 認定申請地においては、将来にわたり認定基準に使って放地及び建築物を維持、管理すること
- 5 今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力すること
- 6 敷地又は建築物及び道部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承するこ

原則として、登記簿の内容に合わせる。 所有権が共有である場合その割合を 記入。共有でない場合は記入不要。 -所有権が何につい てであるかを記入。 関係権利者 (土地所有者等) 共有持 道、敷地、 地 番 氏 名 現住所 実 印 家屋の別 分割合 ××市▲▲区○○二丁目 道 000-00 2/300 - 00××市▲▲区○○二丁目 1/3道 000-00 $\nabla\nabla$ 00 - 00敷地 $\Diamond\Diamond$ $\Diamond\Diamond$ ◎◎市◇◇区△△町○○-○ $\triangle \triangle - \triangle \triangle$ 家屋 ****** ****** ◎◎市◇◇区□□町○○-○ $\triangle \triangle - \triangle \triangle$ (申請者) 道、申請地の全ての地番を記入。 家屋については申請者が誓約する。

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

申請者の氏名を記入。

承諾書

年 月 日

| (拐 | 是出先) |
|----|---|
| 横 | 浜 市 長 |
| _ | |
| 諾レ | いたします。 |
| | 記 |
| | 各権利者にあっては、将来にわたり、申請者等が道の幅員mからm部分を通 テすることについて承諾すること |
| | 敷地及び家屋所有者にあっては、道の幅員mからm部分を、将来にわたり道 各状に維持、管理すること |
| | 道の所有者及び管理者にあっては、上記の道の幅員mからmの部分を将来に ったり道路状に維持、管理すること |
| 4 | 道については、舗装にて路面整備すること |
| 5 | 認定申請地においては、将来にわたり認定基準に従って敷地及び建築物を維持、管理すること |
| | 各権利者にあっては、今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合に あっては、これに協力すること |

| 関係権利者 (土地所有者等) | | | | | | |
|----------------|----|------------|------------|-----|-----|-----|
| 道、敷地、 家屋の別 | 地番 | 共有持 分割合 | 権利等 の種別 | 氏 名 | 現住所 | 実 印 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

7 各権利者にあっては、敷地又は建築物及び道を第三者に転売する場合にあっては、本承諾内容に

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

ついて継承すること

- ※ 管理者とは、建築基準法施行規則第10条の4の2第2項に規定する「道を基準に適合するように 管理する者」をいいます。
- ※ 道の所有者は管理者を兼ねるものとします。道の所有者の他に管理者がいる場合は、権利等の種別の欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も得ること。

記載例5 (認定基準2の承諾書)

承諾書



(提出先)

| 横浜市長 | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|-------------|--------------------|---------------------|---------------------|------------------------|-------|
| □□□□ 区 △△ ○丁目 ○○○一○○ に存在する道に関連して、次の事項について | | | | | | | |
| 承諾いたしまっ | f | | | | | | |
| | 道の地番を記力場合は、申請は 「〇〇〇地先」 | 也の地番を記え | | 記 | 道位 | の幅員を記入。 | |
| 1 各権利者に 行することに | | | ったり、申請 | 者等が追 | 道の幅員_ | | 部分を通 |
| 2 敷地及び 路状に維持、 | | | は、道の幅員 | 0.0 | <u>○</u> mから_ | <u>○.○○</u> m部分を、将来に | わたり道 |
| 3 道の所有者 わたり道路料 | | | | 道の幅員 | 0.00 | ○mから ○.○○mの部分 道の幅員を記入。 | を将来に |
| 4 道についる | ては、 <u>アス</u> | ファルト | 舗装にてB | 烙面整備 | すること | EV/TEX CILITY. | |
| 5 認定 | 舗装方法(配 | ∮利敷き、アス | 、 ファルト、コンク | フリート等) | を記入。 | 建築物を維持、管理で | すること |
| 6 各権利者に あっては、 | | | 該道を建築 | 基準法第 | 542条に | 規定する道路として築造す | る場合に |
| 7 各権利者に | · 10 | | ある場合その割合)場合は記入不要。 | - | 三者に転売 | きする場合になってけ 木承 | :諾内容に |
| が何について るかを記入。 | すること | | | | | 原則として、登記簿の内容に合わせる | 3. |
| | | | 関係権利者 | : (土地) | 所有者等) | | |
| 道、敷地、 家屋の別 | 地番 | 共有持 分割合 | 権利等 の種別 | 氏 | 名 | 現住所 | 実 印 |
| 道 | 000- 00 | 1/3 | 所有権 | | | ××市▲▲区○○二丁目 ○○—○○ | |
| 道 | 000- | 2/3 | 所有権 | $\nabla\nabla$ | $\nabla\nabla$ | ××市▲▲区○○二丁目 ○○—○○ | |
| 道 | 000- | | 抵当権 | 00 | 00 | □□市▲▲区◇◇町 ○○─○○ | |
| 敷地 | $\triangle \triangle \triangle -$ | | | $\Diamond \Diamond$ | $\Diamond \Diamond$ | | |
| 家屋 (申請者) | $\triangle \triangle \triangle -$ | | | ** | ** | | |
| ※ 印鑑登録証明書を添付すること。 申請者の氏名を記入。 | | | | | | | |
| | の全ての地番を記 ては申請者が承記 | | 敷地・家屋 は記載不要 | | り頃に規 | 定する「但を基準に適合す | るように |

※ 道の所有者は管理者を兼ねるものとします。道の所有者の他に管理者がいる場合は、権利等の種別の欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も得ること。

(記載例)

説明経過報告書

年 月 日

(提出先) 横浜市長

※申請者 (報告者) ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

区 に存する空地に関して、次のとおり説明しましたので報告します。

1 説明内容

| 将来にわたり空地を道路状に維持管理を行うこと | ※説明内容にチェックする |
|------------------------|--------------------|
| 道路状部分について路面整備すること | 」 その他説明事項があれば追加 |
| | |
| | |

2 説明状況

| 空地の 地 番 | 共有持 分割合 | 空地の土地所有者 氏 名 | 説明日 | 説明者 氏名 |
|------------|------------|-----------------|-----|-----------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※実際に説明した方

| 建築 | 基基準 | 法第 | 4 | 3 条計 | F可・認定事 | 前相談票 | 提出日 | ۱: | 年 | 月 | 日 |
|----|-----------------------|---------------------|------------|--------------|-------------------------------------|-----------------|-------------|----------|------|---------|-------|
| 申 | 請 | 者 | 住 | 所 | | | | | | | |
| | | | 氏 | 名 | | | | | | | |
| | | | | | | | 電話番 | 号 | _ | | _ |
| 代 | 理 | 者 | 住 | 所 | | | | | | | |
| | | | 会 | 社 名 | | | | 担 | 当者氏名 | <u></u> | |
| | | | | | | | 電話番 | 号 | _ | | _ |
| 敷 | 地の位 | 置 | 横流 | 浜市 | 区 | | | | | | |
| 区 | 域区 | 分 | 市征 | | ・市街化調整区均 | 域 防火の指定 | 防火地 | .域· | 準防火± | 也域 | ・無指定 |
| 用 | 途 地 | 域 | — 1 | 低・二低 | ・一中高・二中高 | 高・一住・二住 | ・準住 | 容 | 積率 | | % |
| | | | 近南 | 商・商業 | ・準工・工業・コ | C 専 | | 建 | 蔽率 | | % |
| 敷 | 地 面 | 積 | | | _m² (≧ 1 0 0 m²) | (分割:有 | ī•無)(| (路地 | 状部分 | :有 | - 無) |
| 建 | 築物の概 | 既要 | | | 主要用途 | 延床面積 | 構立 | 告 | | 階 | 数 |
| | | | 申詞 | 請部分 | | m [*] | | 造 | 地上 | / | ′地下 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 相 | 談理 | 由 | | | 青のため | | | | | | |
| | | | | | 査のため 木造住宅耐震改修 | 促進車業のため | | | | | |
| | | | | (関係用) その他 | | 促進事業のだめ | , | | | |) |
| 備 | | 考 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | * | | | |
| | | | | | | | | 受 | | | |
| | | | | | | | | 付 | | | |
| | | | | | | | | 欄 - | 道路台 | 帳 | Р |
| | | | | | | | | | 担当 | 者 | |
| | 次の資 | 料を済 | 忝付 | して1部 | 3提出してくださし | ,\ _o | | <u> </u> | | | |
| | □ 案区 | | | | | | | | | | |
| | □ 周〕 | 卫現況 | !図(| | 首の幅員を明記し ⁻ | | | | | | る場合は、 |
| | | ञा ^{ж 1} ∎ | 容証 | | 各から敷地に至るる 明書 ^{※2} (登記事項 | | | | | 。) | |
| | | | | | 为自 (豆癿芋块 | 女小り自にしてる | | | , | | |
| | □現均 | 易の写 | 真 | | | | | | | | |
| | ハンギュー | 88 * 本 - | + 7 J | 旧 | - L=コ次小リー・5 へき | 欠小ナンロもロニー | 1 + 1 + 1 . | | | | |
| | — | | - | | に上記資料に次の資 帳区域線図・平面 | | | シター | _) | | |
| | | | | | _{板区 攻 稼} 呂・干面 ・復元図(各土木 | | | | , | | |
| | * | 1 案 | 内図及 | 及び公図に | こ相談の対象となって | ている道及び敷地 | の位置を朱書 | 書きで! | | | |
| | *: | | | | っている道及びその? る土地に建築物があっ | | | | | | |
| | | | | | こよるものでも構いる | | | | | | - ' |

判定には通常約2週間かかります。結果については電話で回答します。また、相談内容に関して来庁される場合は、担当者が在室しているかを電話(045-671-4510)で確認の上、お越しください。

許可申請書 (建築物)

(第一面)

建築基準法第43条 第2項 第2号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に 記載の事項は、事実に相違ありません。

| 特定行政庁 | 様 | | | | | | | |
|--|-----|--------|-------|-------|---|---|---|--|
| | | | | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| | | | 申請者氏名 | í | | | 印 | |
| 【1. 申請者】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】 | | | | | | | | |
| 【2. 設計者】 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】 | () | 建築士 | (|)登録第 | | 号 | | |
| | () | 建築士事務所 | () | 知事登録第 | | 号 | | |
| 【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】 | | | | | | | | |
| ※手数料欄 | | | | | | | | |

| ※受付欄 | ※消防関係同意欄 | ※決裁欄 | ※許可番号欄 |
|----------|---------------------|------|----------------------------------|
| 平成 年 月 日 | | | 平成 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員印 | | | 係員印 |
| ※公告欄 | ※公開による意見の 聴取の期日欄 | | ※都道府県都市計画 審議会又は市町村都 市計画審議会 |
| 平成 年 月 日 | 平成 年 日 | | 平成 年 月 日 |
| 第 号 | 第 号 | | 第 号 |
| 係員印 | 係員印 | | 係員印 |

| 【1. 地名地番】 | | | | | |
|--|---------------------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|---------|
| 【2. 住居表示】 | | | | | |
| 【3. 防火地域】 | 防火地域 | □準防火地域 | 口指定なし | | |
| 【4. その他の区域、地 ■法第22条区域 地域 | | _ | 第種高度地区 | □不燃化推進地域 | □緑化 |
| □市街化調整区域 □ | □災害危険区域 建築協定 □ | (急傾斜地崩壊) | 危険区域) 地区計画 | □宅地造成工事規制 □第 種風致地区 | 区域 |
| □ □臨港地区 ———————————————————————————————————— | □その他(| | |) | |
| 【5. 道路】 【イ. 幅員】 — 【ロ. 敷地と接し | ている部分の長 | さ 】 — | | | |
| 【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】 | (1) ((2) (|) () (|) () (|) () (|) |
| 【ロ. 用途地域等】 【ハ. 建築基準法 | |)(び第2項の規定に `´ |)(ニよる建築物の容 × | |) |
| 【二. 建築基準法第 | (第53 条第_.1 項の : |)(規定による建築物 | 7の建蔽率】 |) (|) |
| 【ホ. 敷地面積の1 | |) (|) (|) (|) |
| | | を敷地面積で除し を敷地面積で除し | | | |
| 【7. 主要用途】(区分 |) | | | | |
| 【8. 工事種別】 □新築 □増 | 築 口改築 口 | 移転 □用途変 | 更 □大規模の修 | §繕 □大規模の模様 | 替 |
| 【9. 建築面積】 【イ. 建築面積】 【ロ. 建蔽率】 | (申記 (| 情部分)) | (申請以外の部分 (|)(合計)(|) |
| 【10. 延べ面積】 【イ. 建築物全体】 【ロ. 地階の住宅 <i>.</i> | (| 等の部分】 | ` |) (|) |
| 【ハ. エレベータ- | (一の昇降路の部∶ | |) (|) (|) |
| 【二. 共同住宅又(| (は老人ホーム等・ ´ | の共用の廊下等の |)() 部分】 〉 |) (|) |
| 【ホ. 自動車車庫 【ヘ. 備蓄倉庫の語 【ト. 蓄電池の設置 【チ. 自家発電設 | 部分】 (置部分】 (| | |)()()()(|)))) |
| 【リ. 貯水槽の設置 【ヌ. 宅配ボックス | |) (| |)(|) |
| ▮ハ・□□□ハックノ | ····································· | |)(|) (|) |
| 【ル. 住宅の部分】 【ヲ. 老人ホーム領 | |) | (|) () (|) |

【ワ. 延べ面積】 【カ. 容積率】

| [11 | 建築物の | 数】 |
|-------------|----------------|-------------|
| V T T • | 建未700 0 | ' XX |

【イ. 申請に係る建築物の数】 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】 法第43条第2項第2号空地

・敷地と接している部分の長さ

m

| [2. I | 事種別等】 | □新築 □増築 □大規模の修繕 | □改築 □移転□大規模の模様替 | □用途変更 □既設 | | |
|------------|----------------------------|--------------------|---|------------------------------|------------------|----------|
| 【3. 構 | 造】 | 造 | 一部 | 造 | | |
| | さ】 【イ. 最高の高 【ロ. 最高の車 | | | | | |
| 【5. 階 【 | 別用途別床 | È別】 | 1.V. ○ <i>O. T.</i> L. \ / == +p // |) / do 5≠ 151 A | w | \ |
| (| (用途 階)(| の区分)(具体的な用) (| 途の名称) (申請部分) (|)(甲請以 ?) <i>(</i> | 外の部分)(合計 |) |
| (| (|)(|)(|)(|)(|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| , | |) (|) (|)(|) (|) |
| (| 階)(|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|)(|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| (| 階)(|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| (| (階)(|) (|) (|) (|)(|) |
| (| P自)((|) (|)(|)(|)(|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| (| 階)(|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | 、 【口. 用途別】 |) (|) (|) (|) (|) |
| • | | の区分)(具体的な用 | 途の名称) (申請部分 |)(申請以外 | 小の 部分)(合計 |) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (|) (|) (|) (|) (|) |
| | (| <i>)</i> (| <i></i> | <i></i> | <i>)</i> (| , |
| (6. そ | の他必要な | 事項】 | | | | |
| | | | | | | |

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ①申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ②申請者が2以上のときは、1 欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ④設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ⑥住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。
- ⑦3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ⑧ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑨ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて 記入してください。
- ⑩ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ① 6 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑫ 6 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ③建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ④建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑤建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- 16 7 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑪ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- (图 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅 又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベ ーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する ものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自 転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する 部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据 え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を 設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け 取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」 に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用 途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑪住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホースを表している。

- ーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分 の床面積を除いた面積とします。
- ②10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- 21 6 欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、9 欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。
- 22ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- 23この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 24この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- 251欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 262欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 27 5 欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 285欄の「ロ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 29ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- 30建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。) である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式 住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

認定申請書

(第一面)

| 建築基準法第43条 | | 1号 の規定による認定を | 申請します | ·。この | 申請書 | * | |
|---|------------------|---------------------|------------------------------------|------|-----|----------|--------|
| 同法施行令第 条 | 第 | 項 | | | | | |
| 及び添付図書の記載の | 事項は、事 | 実に相違ありません。 | | | | | |
| 特定行政庁 | | 様 | | | | | |
| | | | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 申請者氏名 | | | | EΠ | I |
| 【1. 申請者】 【イ. 氏名のフリガナ 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】 | -] | | | | | | |
| 【2. 設計者】 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名 | (31 (|)建築士 () 建築士事務所(|) ·)知事 · | 登録第 | | | 号 号 |
| 【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】 | | | , , , , , , , | | | | |
| ※手数料欄 | | | | | | | |
| ※受付欄 | ※決裁欄 | | | ※認定 | 番号榻 | | |
| 平成 年 月 日 | | | | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 第 号 | | | | 第 | | | 号 |
| 係員印 | | | | 係員印 | | | |

| 【2. 住居表示】 | | | | |
|--|--|--|--|---|
| 【3. 防火地域】 口防火地域 | □準防火地域 | 口指定なし | | |
| 【4. その他の区域、地域、地区又は復 ■法第22条区域 □敷地面積最低 □緑化地域 □市街化調整区 □宅地造成工事規制区域 □ 地区計画 □ 臨港地区 □その他(| 氐限度㎡ □: 区域 □: □_ | 第種高度地区 災害危険区域(急 第種風致地区 | □不燃化推测 傾斜地崩壊危 建築協定 | |
| 【5. 道路】 【イ. 幅員】 — 【ロ. 敷地と接している部分の長 | :ĕ】 — | | | |
| 【6. 敷地面積】 (1)((2)((2)((2)((2)((2)((2)((2)((2)((2)(|)(対定による建築物)(を敷地面積で除し |)(勿の建蔽率】)(った数値】 |)()()(積率】)(|))) |
| E 7 · Vm ·□ 4 | | | | |
| | | | | |
| 【7. 主要用途】(区分 | 运 □用途変更 □ | | □大規模の植 | |
| 【7. 主要用途】 (区分) 【8. 工事種別】 □新築 □増築 □改築 □移車 | | □大規模の修繕 (申請以外の部分 | | 莫様替)) |
| 【7. 主要用途】 (区分) 【8. 工事種別】 □新築 □増築 □改築 □移車 【9. 建築面積】 (申: 【1. 建築面積】 (申: 【10. 延べ面積】 (申: 【10. 延べ面積】 (申: 【10. 地階の住宅又は老人ホーム 【ハ. エレベーターの昇降路の部 | 請部分) 計部分) (等の部分】 | (申請以外の部分 (申請以外の部分 (申請以外の部分 (|)(合計)(| 莫様替)))) |
| 【7. 主要用途】 (区分) 【8. 工事種別】 □新築 □増築 □改築 □移車 【9. 建築面積】 (申) 【イ. 建築面積】 (申) 【ロ. 建蔽率】 【10. 延べ面積】 (申) 【イ. 建築物全体】 (口. 地階の住宅又は老人ホーム | 請部分) 請部分) 等の部分】 (等の部分】 (分】 (の共用の廊下等の) | (申請以外の部分 (申請以外の部分 ()()()()()()(((((|)(合計)()(合計)()()()()()(| 美様替))))) |
| 【7. 主要用途】 (区分) 【8. 工事種別】 □新築 □増築 □改築 □移車 【9. 建築面積】 (申 | 請部分) 計部分) (等の部分】 | (申請以外の部分 (申請以外の部分 ()()()()()()((((|)(合計)()(合計)()()(| 莫様替 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 |

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 平成 月 日 年

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】 法第43条第2項第1号空地

・幅員

・敷地と接している部分の長さ

m

建築物別概要

| 【1.番号】 | | | | | |
|---|----------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| 【2. 工事種別等】 | □新築 □増築 □大規模の修繕 | | | | |
| 【3. 構造】 | 造 | 一部 | 造 | | |
| 【4. 高さ】 【イ. 最高の高 【ロ. 最高の軒 | _ | | | | |
| | の区分)(具体的な | 用途の名称)(申記 | 音部分) (申請以外 | の部分)(合計 |) |
| 【イ.】(【ロ.】(【ハ.】(【二.】(【木.】(|)()()()()(|)()()()(|)()()()()(|)()()()()(|)))) |
| | 事項】 | | | | |
| | 也上 <u></u> 階 也下 階 | | | | |

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ①申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ②申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 2 欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ④設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ①住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。
- ② 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち 2 以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5 欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、 それぞれ記入してください。
- ⑦ 6 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告 されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ① 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ④住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しく

は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- (⑤10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部下者しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の末面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分のに応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑥ 6欄の「ハ」、「二」、「へ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。
- ①ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添 えてください。

4. 第三面関係

- ®この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ⑩この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ② 1 欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 212欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 22 5 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 23ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6 欄又は別紙に記載して添えてく ださい。
- 24建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のための通常より床を高くした住宅をいう。) である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式 住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

| 横浜市建 | | | | 許 | 口 | <u></u> | F | 認 | 定 | K | | 對 | す | 7 | 言 | 十厘 | 可 | 変 | 更 | 承 | 認 | 引申 | 請 | 書 | |
|---|---------------|---|----------------|---------------|---------|---------|--------------|---|-----------|------------------------------|-----|----|-----------------------|------|-----|----------------|--------------|---------------------|----|--------|--------|-----|-----|--------------|-----------------------|
| 建築基準 | 進法第 | 43条 | 第2 | 第1 項 第2 | - | | a | の規定 | 定に。 | より | (| 変更 | 年 年 承認 の | J | | 日 | 変更 | :市建市 承認) ご入して | | | | 43 | | - | 号 |
| で許可・ | 認定 | を受け | た建 | 築計画 | 夏の一 | ・部を | : . <i>v</i> | との と | とおり | 計画 | 画変] | 更し | たい | のて | :関係 | 图書 | を添 | えて届 | け | 出ます | • | | | | |
| 横浜ī | 市長 | | | | | | | 年 | | 月 | I | 目 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 申請 | 者 | , | 住 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 氏 | 名 | | | | | | | | | | | | | 印 | | |
| 1建築 | ÷ | 住 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2代理 | 者 | | 所 | | | | | | | | | | | | | | | m | | | | | | | |
| | | | 名 所 | | | | | | | | | | | 担 | 当 | | | Tel | | (| | | | 印 | |
| 3 設計 | 者 | | 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 卸 | |
| | ア坩 | 1名地 | - | 横浜ī | —— † | | Þ | <u>τ</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 敷 地 | イ 月 | 途地 | 域 | | | | 坩 | 地域 | ゥ | 基準 | 建建 | 蔽率 | | | | | % | ΙZ | 長準 | 容積 | 率 | | | | % |
| の 生 要 | 才臣 | 5火地: | 域 | 防火・ | 準防 | 火・ | 指定 | なし | ħ | 高度 | を地 | 区 | | | 最 | 限夠 | 第 | 種高 | 度地 | 区 | | | | | |
| 位置 | t 2 | 7 m lile | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 7 | - (の他) | の地 | 域等 | | | | | | | | | | • | | | | | | 5 I | 事和 | 重別 | | | |
| 6主 | | 用道 | | 域等 | | | | , | 7構; | 告 | | 造 | 8 | 3 階 | 数 | 地上 | F / : | 地下 | F | 5工9高 | | 重別 | | | m |
| 10 許可 | 要・認定 | 用道 | È け | 横浜市 | | 市街 | —— | | 7 構注 第 | 告 | | | 8 号 | 3 階 | 数 | | F/: | 地下: | F | | | 重別 | | | m |
| 10 許可 | 要・認定 | 用る | È け | 横浜ī | 市建i | | | | 第 <u></u> | 告 | 変更 | | <u> </u> | 3 階 | | | 手 | 月 | 建 | 9高日 | | | 手続き | 時との | |
| 10 許可 | 要・認定 | 用 遊を受し体的数値 | È け | 横浜ī | | 認定 | | 1 | 第 <u></u> | | 変更 | 時 | <u> </u> | 3 階 | | 4 | 手 | 月 | 建 | 9高 | | | 手続き | 時との | |
| 10 許可た事 | 要・認気 | 用 対定を受し体的数値 面 看 | き け) | 横浜ī | 可• 請 | 認定 | 時 | 2 | 第 <u></u> | 支終 変 | 変更 | 時 | 号 | 3階 | | 4 | 手 | 月 | 建 | 9高日 一 | | | 手続き | | 増減 |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 | 要・認り地象べ | 用 遊 定を 検値 面 雨 雨 雨 雨 雨 雨 れ カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | はけり | 横浜ī | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ni ni | 3 階 | | 回変 | 手 | 月 ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | | 手続き | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容稽 | 要・認り地へを | 用 | はけり | 横浜 ř 許 ī | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ri ri | 3 階 | | 回変 | 手 | 月 : m² m² | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | ·增減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 | 要・認り地へを | 用 | はけり | 横浜 ř | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ni ni | 3 階: | | 回変 | 手 | 月 ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | 手続き | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容稽 | 要・認り地へを | 用 | はけり | 横浜 ř | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ni ni | 3 階 | | 回変 | 手 | 月 ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容稽 | 要・認り地へを | 用 | はけり | 横浜 ř | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ni ni | 3 階 | | 回変 | 手 | 月 ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容稽 | 要・認り地へを | 用 | はけり | 横浜 ř | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ni ni | 3 階 | | 回変 | 手 | 月 ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容稽 | 要・認り地へを | 用 | はけり | 横浜 ř | 可•言 | 認定 | 時 m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | • | 時 | 号 ni ni | 3 階 | | 回変 | 手 | 月 ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容積 15 計画 | 要 認 地 築 ベ 峯 変 | 用 | As け) 情情情 び | 横浜市 | 可•言 | 認定 | 時 m m | 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l 2 l | 第 <u></u> | 支終 変 | | 時 | 号 ni ni | | 今 | 回変 | 更後 | 月 ㎡ ㎡ ㎡ | 建 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容積 15 計画 | 要 認 地 築 ベ 峯 変 | 用を を 面 面 面 かま 理 由 が まままま は まままままままままままままままままままままままままままま | As け) 情情情 び | 横浜市 | 可• 清 | 認定 | 時 m m | 2 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 | 第 | · * * * * * * * * * * | | 時 | ri ni ni | | 今 | 回 <u>変</u> | 更後 | 月 ㎡ ㎡ ㎡ | 建名 | 9高日 ・ | % % | 前回= | | • | b増減 m² m² |
| 10 許可 た事 11 敷 12 建 13 延 14 容稽 | 要 認 地 築 ベ 峯 変 | 用を を 面 面 面 かま 理 由 が まままま は まままままままままままままままままままままままままままま | とけり | 横浜市 | 可• 清 | 認定 | 時 m m | 2 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 | 第 | · * * * * * * * * * * | | 時 | ri ni ni | | 今 | 回 <u>変</u> | 更後 | 月 ㎡ ㎡ ㎡ | 建容 | 9高 日 ・ | | 前回= | 寸 欄 | • | b増減 m² m² m² |

² 図面内の変更部分は、原則として変更後の設計図書に許可時の計画を朱書表示してください。

機族市建築基準法施行 許可・認定に関する計画変更承認通知書

第1号 建築基準法第43条第2項 第2号 の規定により 年 月 日、横浜市建市街指令 第43 号 (年 月 日 変更承認)

で許可・認定を受けた建築計画について

年 月 日 承認申請のあった許可・認定に関する計画変更を承認したので通知します。

年 月 日

横浜市長

印

| 1建築 |): | 住 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|-------------|-----|-----|---------|--------|-----|----|------|-----|----|----|------|------|-------------------|-----|-----|------|-----|
| 1 建架 | . | 氏 | 名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2代理 | 本 | 住 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 210座 | 18 | 氏 | 名 | | | | | | | | 担 | 旦当 | | T | EL | (|) | | 印 |
| 3設計 | - ≱⁄. | 住 | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3畝前/ | 19 | 氏 | 名 | | | | | | | | | | | | | | | | 印 |
| 4 | 7: | 地名 | 地番 | 横浜市 | † | X | | | | | | | | | | | | | |
| 敷地 | 1, | 用途 | 地域 | | | 地 | 域 | ゥ | 基準建蔽 | 率 | | | | % | ェ麦 | 连準容 | 責率 | | % |
| <i>の</i> | オ | 防火: | 地域 | 防火・ | 準 | 防火・指定な | よし | 力 | 高度地区 | | | 最 | 限第 | 種高 | 度地 | X. | | | |
| 位置 | + 7 | その作 | 也の地 | 域等 | | | • | | | | | | | | | 5工 | 事種別 | | |
| 6主 | 要 | 用 | 途 | | | | 7 棹 | 黄造 | 造 | - 1 | 8階 | 数 | 地上 I | y 地下 | F | 9高 | さ | | m |
| 10 許可 た事 | | | | 横浜ī | | 車市街指令 | 第 | ; | | _号 | | | 4 | 丰 | 月 | 日 | | | |
| | _ | _ | | 許可 | ۱. | 認定時 | | 最終 | 佟変更時 | | 4 | 今回 |]変更後 | ź | 建 蔽 • 容 | 積率 | 前回手 | 続き時と | の増減 |
| 11 敷 | 地 | 面 | 積 | | | m² | | | . m² | | | | • | m² | | | | • | m² |
| 12 建 | 築 | 面 | 積 | | | m² | _ | | . m² | | _ | | • | m² | | % | | • | m² |
| 13 延 | ベ | 面 | 積 | | | m² | | | . m² | | | | • | m² | | | | • | m² |
| 14 容積 | 农率責 | 才象 译 | 面積 | | | m² | | | . m² | | | | • | m² | | % | | | m² |

15 計画変更理由及び概要

注意事項

- 1. 計画変更承認申請をする際は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出してください。
- 2. 図面内の変更部分は、原則として変更後の設計図書に許可時の計画を朱書表示してください。
- 3. この計画変更承認通知書は、許可・認定通知書に添えて大切に保管してください。

名義変更届

年 月 日

(届出先) 横浜市長 建築主事

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第15条第1項・第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 1 | 承認・許可・認定・指定の | | 年 月 日 第 号 |
|---|----------------|---|--|
| | 年月日及び番号 | | • |
| 2 | 建築主住所・ 氏名 | 新 | 〒 |
| | 是 采 主 忙 別 · 八石 | 旧 | 〒 ・ 電話 () |
| 3 | 設 計 者 住 所 | 新 | 〒 |
| 5 | 成 司 名 任 別 | 旧 | 〒 |
| | | 新 | ()建 築 士 ()登録第 号()建築士事務所 ()登録第 号〒 |
| | | | 印 電話 () |
| 4 | 工事監理者住所・氏名 | 旧 | ()建 築 士 ()登録第 号 ()建築士事務所 ()登録第 号 〒 |
| | | | ・ |
| | | 新 | 建設業の許可(大臣 知事)第 号 〒 |
| 5 | | | 電話 () |
| | 工事施工者住所・氏名 | 旧 | 建設業の許可(大臣 知事)第 号 〒 |
| | | | 電話 () |
| 6 | 変 更 の 理 由 | | |

| * | | |
|---------|--|--|
| ※ 受 付 欄 | | |
| 付 | | |
| 欄 | | |
| | | |

(注意)

- 1 届出者は、旧又は新建築主としてください。
- 2 旧建築主の印鑑は、建築確認申請書と同一のものを押印してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 2通作成してください。
- 5 確認済証等を添えて提出してください。

(A4)

取 下 届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

建築主事

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第16条第1項・第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 1 | 申 | 請 | の | 種 | 類 | 確 | 認 | • | 検 | 查 | • | 承 | 認 | • | 許 | 可 | • | 認 | 定 | • | 認 | 可 | • | 指 | 定 |
|---|---|----|------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 申 | 請 | 年 | 月 | B | | | | | | | | 年 | | J | 1 | | 目 | | | | | | | |
| 3 | 建 | 築主 | 住房 | 近 氏 | 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 敷 | 地の | 地名 | 名 地 | 番 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 取 | 下的 | ず の | 理 | 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 備 | | | | 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| * | | |
|---------------------------------|--|--|
| ※受付欄 | | |
| 付 | | |
| 欄 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注意)

- 1 届出者は、建築主となります。
- 2 届出者の印鑑は、申請書と同一のものを押印してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 2通作成してください。

(A4)